

平成 26 事業年度業務実績等報告書

独立行政法人農林漁業信用基金

年度評価 項目別評定総括表

評価項目	評価年度					項目別 No	備考	評価項目	評価年度					項目別 No	備考
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度				25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置								第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
1 事業の効率化								5 業務実施体制の強化							
事業費の削減度合（平成24年度対比5%以上）	A	A				1-(1)	P1	目標管理の導入による適切な人事評価、業績及び勤務成績等の給与・退職金等への一層の反映	A	B				5-(4)	P28
事業費の削減に向けての取組（農業信用保険業務）	A	B				1-(2)	P3	評価・分析の実施	A	B				5-(5)	P29
事業費の削減に向けての取組（林業信用保証業務）	A	B				1-(3)	P5	情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の取り組み	B	B				5-(6)	P30
事業費の削減に向けての取組（漁業信用保険業務）	A	B				1-(4)	P7	6 業務運営の効率化等を踏まえた情報システムの整備							
共済団体等に対し、民間金融機関から融資を受けるよう促すための取組	A	B				1-(5)	P9	7 調達方式の適正化							
林業寄託業務の見直しの着実な実施	A	B				1-(6)	P10	随意契約見直し計画に基づく一般競争入札等の着実な実施	A	B				7-(1)	P34
「民でできることは民で」の検討	A	B				1-(7)	P11	契約監視委員会及び契約審査委員会の活用等による適正な契約の実施	A	B				7-(2)	P36
2 信用リスクに応じた保証・保険料率の速やかな導入及びシステム構築に係る企画・開発								取組状況の公表	A	B				7-(3)	P37
3 業務運営体制の効率化								監事及び会計監査人による監査の実施	A	B				7-(4)	P38
組織体制・人員配置の見直し	B	B				3-(1)	P14	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
研修の効果的実施	A	B				3-(2)	P15	1 事務処理の迅速化							
4 経費支出の抑制								標準処理期間内における事務処理の達成度（案件の85%以上の処理）	A	B				1-(1)	P39
支出の要否を検討し、一般管理費を24年度比で15%以上の削減	A	A				4-(1)	P17	保険引受や支払審査等について、関係機関との情報共有・意見交換	A	B				1-(2)	P41
業務の見直し及び効率化	A	B				4-(2)	P19	業務処理の方法の見直し	A	B				1-(3)	P44
政府の総人件費削減の取組を踏まえた適切な対応	A	B				4-(3)	P21	2 情報の提供・開示							
ラスパイレス指数を中期目標期間中は100を上回らない水準とする	A	B				4-(4)	P22	ウェブサイト等による情報開示の充実を促進	A	B				2-(1)	P45
5 業務実施体制の強化								業務内容等に応じたセグメント情報の開示を徹底	A	B				2-(2)	P49
内部監査の充実	A	B				5-(1)	P23	利用者意見の業務運営への適切な反映、苦情への適切な対応	A	B				2-(3)	P50
外部有識者の専門的知見を活用したコンプライアンスの推進に向けた取組並びに取組状況のチェック及びフォロー	A	B				5-(2)	P25	職員の勤務条件の公表	A	B				2-(4)	P53
事務リスク自主点検等の実施及び業務改善への反映	A	B				5-(3)	P27	-							

※ 25年度評価は、農林水産省独立行政法人評価委員会における小項目評価である。

評価項目	評価年度					項目別 No	備考
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
第3 財務内容の改善に関する事項							
1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定							
保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し(農業信用保険業務)	A	B				1-(1)	P54
保証料率算定委員会における保証料率水準の点検及び必要に応じた見直し(林業信用保証業務)	A	B				1-(2)	P56
保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し(漁業信用保険業務)	A	B				1-(3)	P58
業務収支の黒字化に向けた保証料収入の増(平成24年度対比1.6%増)	A	C				1-(4)	P60
適切な貸付金利の設定(農業・漁業信用保険業務)	A	B				1-(5)	P62
適切な貸付金利の設定(農業・漁業災害補償関係業務)	A	B				1-(6)	P63
2 引受審査の厳格化等							
基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組(農業信用保険業務)	A	A				2-(1)	P64
基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組(漁業信用保険業務)	A	A				2-(2)	P66
保証審査や求償権管理回収に係る研修会の開催	A	B				2-(3)	P68
信用基金の相談機能の強化	A	B				2-(4)	P70
林業信用保証業務における審査の厳格化、債務保証先のフォローアップ	A	B				2-(5)	P72
3 モラルハザード対策							
モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討(農業信用保険業務)	A	B				3-(1)	P74
モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討(漁業信用保険業務)	A	B				3-(2)	P75
林業信用保証業務について部分保証の拡充などの収支均衡に向けた取組	A	A				3-(3)	P76

評価項目	評価年度					項目別 No	備考
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
4 求償権の管理・回収の強化等							
回収金の実績及び回収実績向上のための取組(農業信用保険業務)	A	C				4-(1)	P77
回収金の実績及び回収実績向上のための取組(林業信用保証業務)	A	C				4-(2)	P78
回収金の実績及び回収実績向上のための取組(漁業信用保険業務)	A	A				4-(3)	P80
サービサー等の活用による回収策について費用対効果の検証及び回収委託基準の明確化等	A	B				4-(4)	P81
保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収	A	C				4-(5)	P83
5 代位弁済率・事故率の低減							
農業信用保険業務における事故率	A	B				5-(1)	P85
林業信用保証業務における代位弁済率	A	B				5-(2)	P86
漁業信用保険業務における事故率	A	B				5-(3)	P87
6 基金協会及び共済団体等に対する貸付金の適正な審査及び回収	A	B					P88
7 宿舍の廃止に関する計画	A	B					P89
8 農業融資資金業務に係る国庫納付	A	-					P90
第4 その他の業務運営に関する重要事項	A	-					P91
第5 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	A	B					P92
第6 短期借入金の限度額	A	-					P96
第7 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	A	-					P97
第8 重要な財産の譲渡等に関する計画	-	-					P98
第9 剰余金の使途	A	-					P99
第10 その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
1 施設及び設備に関する計画	-	-					P100
2 人員に関する指標							
人員に係る指標	A	B				2-(1)	P101
人材の確保	A	B				2-(2)	P103
人材の育成	A	B				2-(3)	P104
3 積立金の処分に関する事項	A	-					P105
別紙 1. 平成26事業年度予算及び決算	2. 平成26事業年度収支計画及び実績						
3. 平成26事業年度資金計画及び実績	平成26事業年度業務収支						

※ 25年度評価は、農林水産省独立行政法人評価委員会における小項目評価である。

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1	事業の効率化（事業費の削減度合（24年度対比5%以上））

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考)		25年度 (第3期)	26年度 (第3期)	27年度 (第3期)	28年度 (第3期)	29年度 (第3期)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
		24年度 (第2期)	24年度 (第2期)						
		予算	決算						
事業費（百万円）	—	15,823	8,885	8,252	6,385				
うち保険金（農業）	—	10,437	4,628	5,131	3,926				
保険金（漁業）	—	2,689	1,850	1,639	1,810				26年度は、25年度に比べ増加したものの、24年予算対比32.7%の削減となった。
代位弁済費	—	2,602	2,344	1,425	581				
求償権管理回収助成（農業）	—	28	28	28	28				
求償権回収事業委託費（林業）	—	45	13	14	21				26年度は、25年度に比べ増加したものの、24年予算対比53.3%の削減となった。
回収奨励金（漁業）	—	22	22	14	19				
削減率（計画値）	中期目標最終年度までに24年度予算対比5%以上削減	—	—	1%	2%	3%	4%	5%	
24年度予算に対する削減率（実績値）	—	—	—	47.9%	59.7%				
24年度決算に対する削減率（実績値）	—	—	—	10.8%	28.1%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
第2 業務運営の効率化に関する事項 1 事業の効率化 ① 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、中期目標の期間中に、平成24年度比で5%以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 事業の効率化 (1) 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、その支出の可否を検討し、効率化を期するため、中期目標の期間中に、	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 事業の効率化 (1) 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、以下の点など支出の可否及び支出方法等について検討し、効率化を期す	<主な定量的指標> 事業費削減率 <その他の指標> なし <評価の視点> 事業費の削減が図られているか	<主要な業務実績> 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 事業の効率化 (1) 事業費の削減度合（24年度対比5%以上） ○ 事業費総額（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）は、63億85百万円であり、24年度予算対比で59.7%の削減（削減目標2%）となった（24年度決算対比では28.1%の削減となった）。 また、保険金、代位弁済費のうち、東日本大震災を起因とするもの（下記（注））を除いた事業費総額は、60億80百万円であり、24年度予算対比で61.6%の削減となった（24年度決算対比では31.6%の削減となった）。	<自己評価> 評定：A 年度計画を大幅に上回る削減を達成している。 また、25年度と比較しても22.6%の削減となっていることを踏まえ、Aとする。 <課題と対応>

化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。

平成24年度比で5%以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。

る。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。

- ・農業・漁業の信用基金協会（以下「基金協会」という。）との事前協議の徹底、部分保証の実施による保険金支払いの低減
- ・引受審査の厳格化等による代位弁済の抑制
- ・サービスの活用等による求償権回収については、費用対効果を検証し、求償権回収事業委託費を効率的に支出

(単位:百万円)

区 分	24年度 予算(A)	26年度 実績(B)		増減率 (B-A)/A		(参考)			
						24年度 決算(C)	増減率		
							(B-C)/C	除く東日本大震災 区分	
事業費総額	15,823	6,385	6,080	305	△ 59.7%	△ 61.6%	8,885	△ 28.1%	△ 31.6%
うち保険金(農業)	10,437	3,926	3,835	91	△ 62.4%	△ 63.3%	4,628	△ 15.2%	△ 17.1%
(漁業)	2,689	1,810	1,810	-	△ 32.7%	△ 32.7%	1,850	△ 2.1%	△ 2.1%
代位弁済費(林業)	2,602	581	367	214	△ 77.7%	△ 85.9%	2,344	△ 75.2%	△ 84.4%
求償権管理回収助成(農業)	28	28	28	-	0.0%	-	28	0.0%	0.0%
求償権回収事業委託費(林業)	45	21	21	-	△ 54.0%	-	13	56.2%	56.2%
回収奨励金(漁業)	22	19	19	-	△ 13.5%	-	22	△ 13.4%	△ 13.4%

(注) 東日本大震災による被災農林漁業者に対し、予算措置された復旧・復興対策事業対象の保険金・代位弁済費をいう。

26年度は目標を達成したが、引き続き、引受審査の厳格化及びモラルハザード対策の実施等により、事業費の削減に向けた取組を着実に実施する。

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1	事業の効率化（事業費の削減に向けての取組（農業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
大口保険引受事前協議 (条件変更を含む)	—	600件	534件	333件	357件	320件	332件	
うち取り下げ件数	—	15件	30件	19件	15件	11件	5件	
大口保険引受事前協議 (条件変更を除く)	—	—	—	—	—	279件	264件	
うち部分保証件数	—	—	—	—	—	25件	36件	
大口保険金請求事前協議	—	25件	26件	24件	21件	23件	14件	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
② 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第4 財務内容の改善」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。	(2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第3 財務内容の改善に関する事項」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。	(2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第3 財務内容の改善に関する事項」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。	<p><主な定量的指標> 引受事前協議等実績件数</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組により、財務内容の改善は図られているか</p>	<p><主要な業務実績> (2) 事業費の削減に向けての取組（農業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引受審査の厳格化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口保険引受案件（注1）（332件（条件変更を含む））について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した（25年度320件）。このうち、基金協会との対面での協議は17件であった（25年度22件）。 ・ 事前協議については、被保証者の財務内容、資金の償還可能性等を総合的に勘案した協議を実施しており、大口保険引受案件事前協議332件（条件変更含む）のうち、取り下げは5件であった（25年度11件）。 ○ 大口保険引受案件の事前協議範囲拡大の取組 <ul style="list-style-type: none"> 大口保険引受案件事前協議の対象範囲の見直しについて、全国専門部会で専門的な見地から検討した。 その結果、事故率が高く、保険収支の悪い、長期の農業経営改善資金を対象として、「保険関係が成立している保証に係る本資金の元本額の合計額が5千万円以上である者を大口保険被保証者とし、当該大口保険被保証者に対する本資金の元本につき保険価額が1千万円以上の保険関係が成立する保証及び本資金の元本につき保険価額が1千万円以上の保険関係が成立する保証であって、当該保証をすることにより、その被保証者が大口保険被保証者に該当することとなる保証」について、事前協議の対象範囲を26年10月より拡大した（26年度において、7件の事前協議を実施）。 ○ モラルハザード対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営負担軽減支援資金、畜特資金等について、部分保証を実施してお 	<p><自己評価> 評定：B 大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議並びにモラルハザード対策を着実に実施したことから、大口保険引受案件の事前協議範囲を見直し、拡大を図ったことから、Bとする。</p> <p><課題と対応> 引き続き、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議を着実に実施する。</p>

り、26年度は182件であった（25年度168件）。

- ・ 大口保険引受案件事前協議264件（条件変更を除く）のうち部分保証の対象となる大家畜特別支援資金7件、畜産経営改善緊急支援資金27件、農業経営負担軽減支援資金2件について部分保証が実施されていることを確認した（25年度は大家畜特別支援資金4件、畜産経営改善緊急支援資金20件、農業経営負担軽減支援資金1件）。

○ 大口保険金請求案件（注3）の事前協議

- ・ 大口保険金請求案件（14件）について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した（25年度23件）。このうち、基金協会との対面での協議は2件であった（25年度3件）。
- ・ 事前協議については、記載事項の検証や保険金請求をしようとする額の妥当性等について審査を行い、基金協会による適切な代位弁済の実施を図っており、免責に該当するものはなかった。

（注1）大口保険引受案件とは、次に該当するものをいう。

既に大口保険被保証者（注2）である者に対する農業近代化資金等の元本につき保険価額が1,000万円以上の保険関係が成立する保証及び農業近代化資金等の元本につき保険価額が1,000万円以上の保険関係が成立する保証であって、当該保証をすることにより、その被保証者が大口保険被保証者に該当するもの。

（注2）大口保険被保証者とは、次に該当するものをいう（26年10月1日付改正）。

保険関係が成立している保証に係る農業近代化資金等の元本額（極度貸付の場合は、極度額）の合計額が1億円以上である者、保険関係が成立している保証に係る金融公庫資金の元本額等の合計額が5,000万円以上である者、又は保険関係が成立している保証に係る畜産特別資金、農家負担軽減支援特別資金、農業経営負担軽減支援資金、家畜飼料特別支援資金及び畜産経営維持緊急支援資金の合計額が5,000万円以上である者。

（注3）大口保険金請求案件とは、次に該当するものをいう。

保険金額が3,000万円以上の代位弁済及び一の被保証者について同時又は関連する一定の期間内に行う複数の代位弁済であって、これらの代位弁済の保険金額の合計額が3,000万円以上となるもの。

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1	事業の効率化（事業費の削減に向けての取組（林業信用保証業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保証審査件数 (条件変更含む)		2,358件	2,071件	1,944件	1,765件	1,800件	1,680件	
うち審査協議件数		662件	427件	429件	632件	466件	385件	
うち取り下げ等件数		127件	92件	89件	93件	93件	74件	
保証引受件数 (条件変更除く)		1,894件	1,731件	1,562件	1,359件	1,380件	1,235件	
うち部分保証件数		288件	319件	355件	277件	315件	321件	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
② 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第4 財務内容の改善」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。	(2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第3 財務内容の改善に関する事項」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。	(2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第3 財務内容の改善に関する事項」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。	<p><主な定量的指標> 引受事前協議等実績件数</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組により、財務内容の改善は図られているか</p>	<p><主要な業務実績> (3) 事業費の削減に向けての取組（林業信用保証業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引受審査の厳格化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体の審査件数1,680件（条件変更含む）のうち385件について、総括調整役（林業担当）等を構成員とする債務保証審査協議会に付議した（25年度は全体の審査件数1,800件のうち466件。）。この結果、財務内容不良、保全不足、資料不備等による取り下げ等は74件であった（25年度93件）。 ・ 保証引受審査に当たっては、定量要因について、当該申請企業の財務諸表（新規の者は直近3年分、継続利用の者は直近5年分、更に必要に応じて試算表徴求）を詳細に分析するとともに、場合によって当該企業の取扱融資機関へのヒアリングも行いながら、信用基金が保有する資産査定データ等も活用して的確に評価している。 さらに、定性要因について、林業・木材産業者等の特性を踏まえ、規模・生産性・経営体制・品質管理・融資機関の融資姿勢等の要因の分析を厳格に行っている。 これにより、新規・増額・財務内容不良案件等について、債務保証審査協議会で、業況や財務状況の今後の見通し、担保等による保全の可否等を踏まえた厳格な保証審査を引き続き行っている。 ・ 26年4月より、審査体制を強化するため、大口案件やグループ企業に関する案件を重点的に審査する情報分析職を配置し、審査機能の強化を図っている。 ○ モラルハザード対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな部分保証である木材安定供給保証（ウッド・サポート5000）（注）を 	<p><自己評価> 評定：B 保証の引受件数が減少したため審査件数は減少したが、情報分析職の配置及び債務保証審査協議会で十分な審査協議を行い適正な審査を行った。また、新たに木材安定供給保証を創設し、より一層のモラルハザード対策を実施したことから、Bとする。</p> <p><課題と対応> 引き続き審査の厳格化などを通じて事業費の削減に向けた取り組みを進める。</p>

				<p>創設し、26年10月1日～28年3月31日の間、受付を行うこととした（27年3月末までの引受実績8件）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 26年度の保証引受1,235件（条件変更除く）のうち、321件について部分保証（80%保証）を実施した（25年度の保証引受1,380件のうち部分保証315件）。 <p>○ 適切な期中管理</p> <p>既保証先の適切な期中管理等を目的とした現地での経営診断・指導（現地調査等23件（25年度24件）、経営悪化がみられる保証先についてバンクミーティングや再生支援協議会主催の会議への出席、金融機関協調支援の場合には信用基金も含めた態勢とする等、経営健全化への支援等の審査の厳格化に関連する取組を引き続き行っている。</p> <p>（注）木材安定供給保証とは、森林所有者等の原木供給サイドが連携して製材業者等との協定を締結することによる木材の安定的な取引を、林材業者がよりスムーズに行えるように信用保証の面から積極的にサポートするため、協定等を締結し木材取引を行う者を対象に、無担保かつ既存借入（与信額）とは別枠で50万円を保証限度額とする80%保証資金である。</p>	
--	--	--	--	---	--

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1	事業の効率化（事業費の削減に向けての取組（漁業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
大口保険引受事前協議		48件	52件	51件	58件	81件	88件	
大口保険金請求事前協議		106件	70件	215件	33件	48件	45件	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
② 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第4 財務内容の改善」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。	(2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第3 財務内容の改善に関する事項」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。	(2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第3 財務内容の改善に関する事項」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。	<p><主な定量的指標> 引受事前協議等実績件数</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組により、財務内容の改善は図られているか</p>	<p><主要な業務実績> (4) 事業費の削減に向けての取組（漁業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引受審査の厳格化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口保険引受案件（注1）（88件）について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した（25年度81件）。このうち、基金協会との対面での協議は5件であった（25年度15件）。 ・ 事前協議については、基金協会から提出された協議資料の内容について照会・確認しながら協議を実施しており、大口保険引受案件事前協議88件のうち、保証条件が変更された案件（貸付期間の短縮）は5件であった（25年度2件）。 ○ 大口保険引受案件の事前協議の範囲拡大への取組 大口保険引受案件の事前協議の対象範囲拡大について、（一社）漁業信用基金中央会及び水産庁との検討・協議を行った。 その結果、引受金額区分別にみた事故率の実績に基づき、事故率が特に高い資金である借替緊急融資資金のうち、保証の額が30万円を超えるものについて、事前協議の対象範囲を27年1月より拡大した（26年度において、1件の事前協議を実施）。 ○ モラルハザード対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口保険引受案件の事前協議（88件）及び特別出資制度等を行っている。 ○ 大口保険金請求案件（注2）の事前協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口保険金請求案件（45件）について、基金協会からの提出資料によりすべて事前協議を実施した（25年度48件）。 ・ 事前協議については、記載事項の検証、代位弁済の妥当性及び回収見込み等について審査を行っており、免責に該当するものはなかった。 <p>（注1）大口保険引受案件とは、次に該当するものをいう。</p>	<p><自己評価> 評定：B 大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議並びにモラルハザード対策を着実に実施したとともに、大口保険引受案件の事前協議範囲を見直し、拡大を図ったことから、Bとする。</p> <p><課題と対応> 引き続き、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議を着実に実施する。</p>

ア 保証の額が次の額を超えるもの

- ① 遠洋かつお・まぐろ漁業 2億円
- ② その他漁業 1億円
- ③ 水産業協同組合 3億円

【26年12月31日までの保証引受け分】

ただし、借替緊急融資資金については、上記基準額の2分の1

【27年1月1日以降の保証引受け分】

ただし、借替緊急融資資金にあつては、3,000万円を基準の額とする。

イ 保証を行った後の被保証者に係る保証残高が次の額を超えるもの

- ① 遠洋かつお・まぐろ漁業 6億円
- ② その他漁業 3億円
- ③ 水産業協同組合 6億円

(注2) 大口保険金請求案件とは、次に該当するものをいう。

ア 代位弁済額が5千万円以上であるもの

イ 基金協会が事務処理の困難性が高いと判断したもの

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1	事業の効率化（共済団体等に対し、民間金融機関から融資を受けるよう促すための取組）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
③ 共済団体等に対する貸付業務については、信用基金の貸付けがセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す。	(3) 共済団体等に対する貸付業務については、信用基金の貸付けがセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す。	(3) 共済団体等に対する貸付業務については、信用基金の貸付けがセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す取組がされているか</p>	<p><主要な業務実績> (5) 共済団体等に対し、民間金融機関から融資を受けるよう促すための取組（農業災害補償関係業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業共済団体等が信用基金に借入申込みを行う際、民間金融機関からの融資も検討した上で信用基金から借入を行うこととした理由についての調書を徴求した。 なお、26年6月及び27年3月に開催した政府以外の出資者等を構成員とする農業災害補償運営協議会の場やNOSA Iイントラネットを活用して、本取組の内容について引き続き周知した。 <p>(漁業災害補償関係業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 漁業共済団体が信用基金に借入申込みを行う際、民間金融機関からの融資も検討した上で信用基金から借入を行うこととした理由についての調書を徴求した。 	<p><自己評価> 評定：B 民間金融機関から融資を促す取組として、調書を様式として定め、徴求していることから、Bとする。</p> <p><課題と対応> 引き続き本件の趣旨と申込時における当該調書提出の周知徹底を図る。また、当該調書の確認に当たっては、本件の趣旨に沿った内容となっているか確認を行う。</p>

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1	事業の効率化（林業寄託業務の見直しの着実な実施（貸付枠の縮減及び寄託原資の調達方式の段階的移行））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標 (単位：百万円)	達成目標	(参考) 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(寄託業務の状況)								
寄託額 A	—	1,400	1,690	1,400	880	580	320	
うち政府出資金	—	1,100	1,600	1,400	880	580	320	
うち手持ち資金 (公庫からの償還金)	—	300	90	—	—	—	—	
公庫からの償還金 B	—	814	1,243	2,120	1,397	5,588	1,248	
年度末寄託残高 C(前年度残高+A-B)	—	37,289	37,736	37,016	36,499	31,491	30,563	
年度末政府出資金残高	—	23,775	25,375	26,775	27,655	28,235	28,555	
年度末長期借入金残高	—	14,166	12,590	11,063	9,055	6,890	6,291	
利子補給金	—	162	153	108	62	30	17	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
④ 林業寄託業務については、貸付枠の縮減及び民間からの長期借入方式から政府の出資方式への段階的な移行について、着実に実施する。	(4) 林業寄託業務については、貸付枠の縮減及び民間からの長期借入方式から政府の出資方式への段階的な移行について、着実に実施する。	(4) 林業寄託業務については、貸付枠を引き続き17億円とするとともに、寄託原資について、3.2億円を政府出資により調達するとともに、寄託金に係る繰上償還額を踏まえ、長期借入金を抑制する。	<p><主な定量的指標> 長期借入金、政府出資金</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 寄託原資を出資により調達し、長期借入金を抑制しているか</p>	<p><主要な業務実績> (6) 林業寄託業務の見直しの着実な実施（貸付枠の縮減及び寄託原資の調達方式の段階的移行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本政策金融公庫からの森林整備活性化資金の貸付けに必要な寄託原資の調達は、20年度から民間からの長期借入金方式から政府の出資方式へ段階的に移行してきており、21年度から長期借入金は既存借入金の借換分のみに限定し、全額政府出資方式へ移行した。 ○ 26年度は寄託原資3億200万円（25年度5億800万円）について全額を政府出資金で調達、全額を寄託した。 ○ 民間からの借入金（27年3月末残高62億9100万円）に対する利払いについては、全額、政府からの利子補給金を充てた（26年度利払い額は1700万円）。 	<p><自己評価> 評定：B 長期借入金方式から出資方式への移行が着実に進められており、長期借入金の圧縮、また利払い費用も抑制されており、Bとする。</p> <p><課題と対応> 引き続き、長期借入金残高の抑制に努める。</p>

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1	事業の効率化（農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金における「民でできることは民で」の検討）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
⑤ 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、引き続き、検討を行う。	(5) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、これまでの検討結果を踏まえ、引き続き、検討を行う。	(5) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討会において、これまでの検討結果を踏まえ、引き続き、検討を行う。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 過去の検討結果を踏まえた検討が行われているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(7) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金における「民でできることは民で」の検討 (農業信用保険業務)</p> <p>○ 27年3月に農業信用保証保険業務あり方検討会を開催した。 対象資金の検討については、民間では十分な対応ができない部分を補完する観点で、民間との棲み分けは行われており、今後も役割分担を図りながら対応していくことが必要とした。さらに、農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、強い農林水産業とともに活力ある農山漁村の実現のための取組みを進めることとしており、益々農業信用保証保険制度の果たす役割が期待されると考えられることから対象資金を狭めることは適当ではないとした。 なお、本件については、法令等で定められている対象資金を狭めることなく、本制度が民間融資を補完する制度であることを基本として、農業者等の円滑な資金調達を図られるよう、民間保証との役割分担を図りながら対応していくこととした。</p> <p>(漁業信用保険業務)</p> <p>○ 27年3月に漁業信用保険業務あり方検討会を開催した。 漁業信用保険業務については、政府の交付金助成措置による低位な保険料の維持等の政策が依然として不可欠であり、対象資金の見直しを行える状況にはないとした。しかしながら、今後とも漁業経営の動向に注視しつつ、漁業信用保険業務の収益性を精査し、状況の変化を踏まえた対応が必要であると認識している。 なお、本件については、これまでの検討結果を踏まえつつ、漁業信用保証保険制度が中小漁業者等の円滑な資金調達を果たす役割を求められていることを基本に、引き続き検討を行うこととした。</p>	<p><自己評価> 評定：B 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務とも、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討を行ったことから、Bとする。</p> <p><課題と対応> 農業信用保険業務においては、26年度の検討結果を踏まえ、法令等で定められている対象資金を狭めることなく、本制度が民間融資を補完する制度であることを基本として、27年度においても引き続き検討を行う。 また、漁業信用保険業務においては、漁業関係の資金は、概していずれの資</p>

					金についてもリスクが高く政策的支援措置がとられていることを踏まえ、当該措置を除いた信用基金の漁業信用保証保険収支の推移、漁業経営の動向に注視しつつ、信用保険業務の収益性を精査し、状況の変化を踏まえ、検討を行う。
--	--	--	--	--	---

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2	信用リスクに応じた保証・保険料率の速やかな導入（農業信用保険業務）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
2 信用リスクに応じた保証・保険料率の導入 農業信用保証保険業務について、借入者の信用リスクに応じた保証・保険料率の中期目標期間内の速やかな導入に向けて、検討する。	2 信用リスクに応じた保証・保険料率の導入 農業信用保証保険業務について、農業における事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスクに応じた保証・保険料率の中期目標期間内の速やかな導入に向けて、検討する。 検討に当たっては、農業信用基金協会等と連携を図りつつ、与信上のデータの収集・整理及びシステム構築等を計画的、着実に行う。	2 信用リスクに応じた保証・保険料率の導入 農業信用保証保険業務について、農業における事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスクに応じた保証・保険料率の中期目標期間内の速やかな導入に向けて、検討する。 農業信用基金協会を交えた検討会において、借入者の信用リスク定量化に係る課題・手法等の整理を踏まえ、システム構築に係る企画・開発に取り組む。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 基金協会と連携を図り、定量化の課題や手法について検討が行われているか	<主要な業務実績> 2 信用リスクに応じた保証・保険料率の速やかな導入（農業信用保険業務） ○ 具体的な導入に向けて、基金協会を交えた検討会において課題・手法等を検討のうえ、決算書等を基に財務内容その他の経営状況を総合的に評価するスコアリングによる信用リスクの評価手法を決定し、また、信用基金において、与信データの収集及びスコアリング判定のためのシステムを開発する等、26年度に具体的設計を行い、27年度から導入することとした。 ○ 信用リスクに応じた保険料率は、農業関係資金を対象に、農業者等の決算書等を基に財務内容その他の経営状況をスコアリングにより評価し、信用力が高いと認められる場合は、保険料率を現行より0.14%引き下げる。 26年度における検討状況等は、以下のとおり。 ・ 全国専門部会（5月(2回)、9月、10月） ・ 事業・組織問題検討会（6月、11月）、全国常務者会議（6月）、全国常勤役員会議（12月） 全国専門部会の検討経過報告及び取りまとめ（案）について了解を得る。 ・ スコアリングシステムの開発作業（11～1月） ・ スコアリングシステム研修会開催（2月） ・ 業務方法書の変更について主務大臣認可（3月31日認可・4月1日施行）	<自己評価> 評定：A 全国専門部会で検討を行うとともに、基金協会と連携を図って、スコアリングによる評価手法を決定し、評価手法を踏まえたシステム開発に取り組み、本措置を導入したことから、Aとする。 <課題と対応> 農業における事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスクに応じた保証・保険料率の運用を基金協会と連携して27年度から開始する。 また、与信上のデータを収集・整理し、信用リスク評価の精緻な計測に向けた検討を行う。

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3	業務運営体制の効率化（組織体制・人員配置の見直し）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
3 業務運営体制の効率化 ① 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。	3 業務運営体制の効率化 (1) 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。	3 業務運営体制の効率化 (1) 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 組織体制や業務運営の効率化を踏まえた人事配置がされているか	<主要な業務実績> 3 業務運営体制の効率化 (1) 組織体制・人員配置の見直し ○ 各部門における業務の実施状況を集約し、併任発令等を行うことにより複数部署の業務を担う職員を配置する（26年度12名）など、業務運営体制の効率化を勘案した人事配置に努めている。 ○ 日常の業務及び研修等による専門的知識の取得や能力向上に努め、適性の見極めを通じた専門家等の育成に配慮して、勤務実績等を踏まえた適材適所の人事配置に努めている。 ○ 幅広い業務に対応できる人材育成を図るため、21年度以降の新規採用者によっては、採用から概ね2～3年後には他部門へ異動させている。	<自己評価> 評定：B 業務体制の効率化を勘案して、人事配置を行っていることから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、組織体制や業務運営の効率化を踏まえた人事配置に努める。

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3	業務運営体制の効率化（研修の効果的実施）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																																															
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価																																																											
				業務実績	自己評価																																																										
② 職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。	(2) 職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。	(2) 職員の能力の向上を図るため、研修計画に基づき各種研修を効果的に実施する。 ア. 養成研修 ・新規採用研修 ・一般職員研修 ・課長級研修 イ. 能力開発研修 ・専門研修 ウ. 法令遵守意識啓発研修	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> その時々々の社会情勢や組織の実情に応じた研修計画を策定し、研修が実施されているか	<主要な業務実績> (2) 研修の効果的実施 ○ 26年度は以下のとおり研修計画を策定し、研修を実施した。 (研修計画) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養成研修</td> <td>階層別に必要な基礎知識を習得</td> <td>採用者、一般職員、課長級別に実施</td> </tr> <tr> <td>能力開発研修</td> <td>業務に必要な専門知識の習得</td> <td>研修の受講希望者を募集し、外部機関の研修を受講</td> </tr> <tr> <td>法令遵守意識啓発研修</td> <td>コンプライアンス</td> <td>全役職員必須</td> </tr> </tbody> </table> (研修実施状況) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>種別</th> <th>内容</th> <th>対象者</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">26</td> <td rowspan="10">養成 (階層別)</td> <td>採用者研修（半日×2回）※1</td> <td>採用者等</td> <td>10名</td> </tr> <tr> <td>初級職員研修（3日）※1</td> <td>採用者等</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>給与事務担当者研修（半日）</td> <td>補佐</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>財務会計研修（半日）</td> <td>一般職員</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>内部監査業務講習会（5日）※1</td> <td>室長</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>予算編成支援システム研修（半日）※1</td> <td>一般職員</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>財務会計研修（半日）※1</td> <td>課長・補佐</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td>財務会計研修（半日）※1</td> <td>採用者等</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td>内部統制システム研修（半日）※1</td> <td>監事・室長・課長</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">能力開発</td> <td rowspan="2"></td> <td>企業融資基礎研修（3日）</td> <td rowspan="2">各部被推薦者</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>農業融資法人研修（4日）</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>法令遵守意識啓発研修、情報セキュリティ・個人情報保護研修（半日）</td> <td>全役職員</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> ※1 無償により実施したもの 上記の他、農業部門において実施した「保証審査実務担当者研修会」を10名が、「求償権管理回収等事務研修会」を2名が受講した。 ○ 研修の実効性の確保及び今後の研修の充実に反映させる観点から、研修受講	種別	内容	対象	養成研修	階層別に必要な基礎知識を習得	採用者、一般職員、課長級別に実施	能力開発研修	業務に必要な専門知識の習得	研修の受講希望者を募集し、外部機関の研修を受講	法令遵守意識啓発研修	コンプライアンス	全役職員必須	年度	種別	内容	対象者	受講者数	26	養成 (階層別)	採用者研修（半日×2回）※1	採用者等	10名	初級職員研修（3日）※1	採用者等	4名	給与事務担当者研修（半日）	補佐	1名	財務会計研修（半日）	一般職員	2名	内部監査業務講習会（5日）※1	室長	1名	予算編成支援システム研修（半日）※1	一般職員	2名	財務会計研修（半日）※1	課長・補佐	7名	財務会計研修（半日）※1	採用者等	7名	内部統制システム研修（半日）※1	監事・室長・課長	3名	能力開発		企業融資基礎研修（3日）	各部被推薦者	1名	農業融資法人研修（4日）	1名			法令遵守意識啓発研修、情報セキュリティ・個人情報保護研修（半日）	全役職員	-	<自己評価> 評定：B 研修計画に沿って、各種研修を実施したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、職員の能力の向上を図るため、各種研修を実施する。
種別	内容	対象																																																													
養成研修	階層別に必要な基礎知識を習得	採用者、一般職員、課長級別に実施																																																													
能力開発研修	業務に必要な専門知識の習得	研修の受講希望者を募集し、外部機関の研修を受講																																																													
法令遵守意識啓発研修	コンプライアンス	全役職員必須																																																													
年度	種別	内容	対象者	受講者数																																																											
26	養成 (階層別)	採用者研修（半日×2回）※1	採用者等	10名																																																											
		初級職員研修（3日）※1	採用者等	4名																																																											
		給与事務担当者研修（半日）	補佐	1名																																																											
		財務会計研修（半日）	一般職員	2名																																																											
		内部監査業務講習会（5日）※1	室長	1名																																																											
		予算編成支援システム研修（半日）※1	一般職員	2名																																																											
		財務会計研修（半日）※1	課長・補佐	7名																																																											
		財務会計研修（半日）※1	採用者等	7名																																																											
		内部統制システム研修（半日）※1	監事・室長・課長	3名																																																											
		能力開発		企業融資基礎研修（3日）	各部被推薦者	1名																																																									
農業融資法人研修（4日）	1名																																																														
		法令遵守意識啓発研修、情報セキュリティ・個人情報保護研修（半日）	全役職員	-																																																											

				<p>者から受講報告を提出させ、次回以降の研修実施に際しての検討事項とするとともに、研修内容の理解度や効率的な業務運営に資する内容か否かを確認することにより、職員の能力向上や業務運営の効率化等に資する研修か否かの検証を行っている。</p> <p>この結果、業務能力やコンプライアンスに係る理解の向上が図られている。また、実施に当たっては、内部講師等を活用し、費用の節減も考慮している。</p>	
--	--	--	--	--	--

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-4	経費支出の抑制（一般管理費の削減度合）

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	（参考）		25年度 （第3期）	26年度 （第3期）	27年度 （第3期）	28年度 （第3期）	29年度 （第3期）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
		24年度（第2期） 予算	24年度（第2期） 決算						
一般管理費（百万円）		582	412	335	390				
削減率（計画値）	中期目標最終年度までに24年予算対比15%以上削減	-	-	3%	6%	9%	12%	15%	
24年予算に対する削減率（実績値）	-	-	-	42.5%	33.0%				
24年決算に対する削減率（実績値）	-	-	-	18.7%	5.2%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
4 経費支出の抑制 ① 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成24年度比で15%以上抑制する。	4 経費支出の抑制 (1) 業務の見直し及び効率化を進め、すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成24年度比で15%以上の削減を行う。 ・ 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。 ・ 業務実施方法を見直す。 ・ 予算執行状況の期中	4 経費支出の抑制 (1) 業務の見直し及び効率化を進め、すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）の削減を行う。 ① 役職員に対し、費用対効果などのコスト意識を徹底させる。 ② 外部委託の推進を図るなど業務実施方法を見直す。 ③ 部署別の予算配分、予算執行の期中管理な	<主な定量的指標> 一般管理費削減率 <その他の指標> なし <評価の視点> 一般管理費の削減が図られているかどうか	<主要な業務実績> 4 経費支出の抑制 (1) 一般管理費の削減度合 ○ 一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）は、3億90百万円であり、24年度予算対比で33.0%の節減（節減目標6%）となった（24年度決算対比では5.2%の節減となった）。	<自己評価> 評定：A 様々な取組により、年度計画を大幅に上回る節減を達成していることを踏まえ、Aとする。 なお、26年度の一般管理費は、25年度比で約55百万円の増加となっているが、主な要因は、リスク管理態勢整備に係るコンサル経費、信用格付と資産査定結果の整合性確保に関するコンサル経費等であり、将来に向けた信用基金の業務運営に必要な投資

	<p>管理を徹底する。</p>	<p>ど予算の適正な執行管理を徹底する。</p>			<p>であった。</p> <p><課題と対応> 26年度は目標を達成したが、引き続き、業務の見直しや効率化を進めるとともに、役職員のコスト意識の徹底及び予算の適正な執行管理の実施等により、一般管理費の節減に向けた取組を着実に実施する。</p>
--	-----------------	--------------------------	--	--	--

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-4	経費支出の抑制（業務の見直し及び効率化）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>4 経費支出の抑制</p> <p>① 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成24年度比で15%以上抑制する。</p>	<p>4 経費支出の抑制</p> <p>(1) 業務の見直し及び効率化を進め、すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成24年度比で15%以上の節減を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。 ・ 業務実施方法を見直す。 ・ 予算執行状況の期中管理を徹底する。 	<p>4 経費支出の抑制</p> <p>(1) 業務の見直し及び効率化を進め、すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）の節減を行う。</p> <p>① 役職員に対し、費用対効果などのコスト意識を徹底させる。</p> <p>② 外部委託の推進を図るなど業務実施方法を見直す。</p> <p>③ 部署別の予算配分、予算執行の期中管理など予算の適正な執行管理を徹底する。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 一般管理費の節減に繋がる取り組みであるか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(2) 業務の見直し及び効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 役職員のコスト意識を徹底させるため、部署別予算配分・適切な期中管理を行うとともに、担当理事が参加する定例会（毎月開催）において、予算の執行状況や年度中の執行の見通し、決算状況を説明し、周知を図った。 ○ 支出の無駄を削減するための自律的な取組を推進する「支出点検プロジェクトチーム」の第10回会合を26年7月1日に開催し、25年度の取組目標に対する取組状況について報告を行うとともに、26年度の取組目標の設定について検討を行った。 26年度取組目標については職員掲示板に掲示することにより、効率的な予算執行・無駄な支出の削減への取組について周知を図った。 ○ 業務実施方法の見直しとして取り組んだ事項は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 26年5月より、「借用自動車の運行管理要領」で運転者として選定された職員が、レンタカーを使用し、高速道路等を利用する際、ETCカードを利用することとし、高速道路料金経費の節減を図った。 ・ 出納業務における預金管理及び振込手続きについては、ファームバンキング専用端末機により行っていたが、耐用年数の経過に伴う新機種への更新に当たり、事務機器の効率的な使用の観点から、財務会計システム専用端末機にファームバンキング用ソフトを搭載することにより、1台の端末機で2つの業務（「預金管理及び振込手続き」と「決議書作成等」）を行うこととし、経費の節減を図った。 <p>(※)「ファームバンキング」とは、銀行などの金融機関のサービスを、通信回線を使ってパソコンにより利用すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 林業部門、漁業・漁災部門及び経理業務課において管理しているプリンター及びコピー機等の事務機器については、耐用年数の経過及びリース契約期間満了に伴う新機種への更新に当たり、事務機器の効率的な使用の観点から、機能の統合を行うことにより従来の2台を1台に統合、また、一部の事務機 	<p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>予算の適正な執行管理を行うとともに、無駄な支出の削減に向けた取り組み目標を設定し、役職員に周知を図った。 また、業務実施方法を見直し、経費の節減に努めており、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、業務の見直しや効率化を進めるとともに、役職員のコスト意識の徹底及び予算の適正な執行管理の実施等により、一般管理費の節減に向けた取組を着実に実施する。</p>

				<p>器のコピー機能をカラーから白黒へ変更し、経費の節減を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務会計システムで使用している機器（システム専用サーバー及び専用端末機等）の保守業務契約期間については、耐用年数及びサーバーのOSのメーカーサポート期限を勘案し、従来の1年から4年10ヶ月の複数年へ長期化することにより、経費の節減を図った。 <p>○ 予算の効率的かつ適正な執行を図るため、各勘定ごとに、業務計画や過去の支出実績等を勘案した「予算執行見込」を策定し、部署別の予算配分を行った。 また、毎月の支出実績をとりまとめ、期中においても支出実績を勘案しつつ、必要に応じて「予算執行見込」の見直しを行うなど、適正な期中管理を行った。</p>
--	--	--	--	--

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-4	経費支出の抑制（政府の総人件費削減の取組を踏まえた適切な対応）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
② 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。	(2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。	(2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 政府における総人件費削減の取組を踏まえた対応がされているか</p>	<p><主要な業務実績> (3) 政府の総人件費削減の取組を踏まえた適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人事院勧告を受けた国家公務員の給与改定を基礎として、関係規程等を改正している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 55歳以上の職員について、26年1月から昇給を抑制している。 	<p><自己評価> 評価：B 国家公務員の給与改定を基礎として給与改定を行っており、Bとする。</p> <p><課題と対応> 引き続き、国家公務員の給与改定を基礎として、関係規程等の改正を行う。</p>

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-4	経費支出の抑制（ラスパイレース指数を中期目標期間中は100を上回らない水準とする）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
対国家公務員地域・学歴別指数	100以下	97.3	98.7	96.2	96.0	97.0	98.9	
(参考)対国家公務員指数	—	113.7	115.4	112.9	112.8	113.1	115.6	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
③ 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレース指数）が中期目標期間中は、毎年度100を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。	(3) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレース指数）が中期目標期間中は、毎年度100を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。	(3) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレース指数）が中期目標期間中は、毎年度100を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。	<p><主な定量的指標> 対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレース指数）</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 給与水準の適正化を確保する取組がされているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(4) ラスパイレース指数を中期目標期間中は100を上回らない水準とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人事院勧告を受けた国家公務員の給与改定を基礎として、関係規程等を改正している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 55歳以上の職員について、26年1月から昇給を抑制している。 ・ 26年4月から、月例給、賞与及び通勤手当の引き上げを行った。 ・ 27年1月の昇給については1号俸抑制した。 ○ 国家公務員の地域手当に相当する特別都市手当を抑制。 <ul style="list-style-type: none"> 国家公務員18%（18年度以降5年間で6%引上げ） 信用基金 10%（18年度以降5年間で2%引上げ。25年4月1日～ 8%→10%） ○ 26年度のラスパイレース指数（地域別・学歴別）は、98.9であった。 ○ 対国家公務員地域・学歴別指数について、信用基金ウェブサイト（以下、ウェブサイトという。）で公表している（毎年6月末に公表）。 	<p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>様々な取組により、地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレース指数は100を下回っており、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、給与水準の適正化を確保する取組を行う。公表にあつては、期限にあわせて確実に公表する。</p>

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-5	業務実施体制の強化（内部監査の充実）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価															
				業務実績	自己評価														
<p>5 業務実施体制の強化 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。</p> <p>① 内部監査の充実 業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。</p>	<p>5 業務実施体制の強化 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 内部監査の充実 業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。</p>	<p>5 業務実施体制の強化 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。</p> <p>また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下第7の1(2)において「基本方針」という。）を踏まえ、金融業務を実施する上でのリスクを特定し、その管理態勢の整備について検討する。</p> <p>(1) 内部監査の充実 業務の適正化を図るため、内部監査規程及び内部監査マニュアルに基づき、監事と連携しつつ、内部監査年度計画に従い信用基金の各業務について内部監査を適切に実施する。</p> <p>また、内部監査の実施にあたっては、内部</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 業務の適正化に資する内部監査体制が整備されているか</p>	<p>5 業務実施体制の強化 (1) 内部監査の充実</p> <p>(監事監査の実施状況)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">定例監査</th> </tr> <tr> <th>期末監査</th> <th>期中監査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施期間</td> <td>26年4～6月</td> <td>26年10～12月</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>現物実査立会 予備調査、本調査 意見交換、講評（理事長等） 意見交換、監査報告会（会計監査人）</td> <td>現物実査、事務室等実査、外部委託先往査 予備調査、本調査 意見交換、講評（理事長等） 意見交換、監査計画説明会（会計監査人）</td> </tr> <tr> <td>監事監査報告書等</td> <td>25事業年度財務諸表及び決算報告書に関する意見書（26年6月25日理事長及び主務大臣宛提出） 監事監査報告書（26年6月25日理事長宛提出・26年7月1日信用基金ウェブサイトにて公表）</td> <td>監事監査報告書（中間とりまとめ）（26年12月25日理事長宛提出）</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記定例監査の他に、以下のとおり実施している。 ① 役員懇談会その他重要な会議への出席 ② 決裁書類の閲覧等による日常監査 ③ 理事長及び内部監査部署との定期的な打ち合わせ</p> <p>○ 理事長による監事監査規程の制定 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（25年12月24日閣議決定）（以下「基本的な方針」という。）において、監事の機能強化を図るよう示されたことに伴い、理事長が監事と協議して監事監査規程を策定することとし、①監事の基本的心得②監事監査の環境整備③監事監査の実効性を確保するための体制整備等を盛り込んだ規程を27年3月30日に制定した。</p> <p>○ 内部統制の取り組みに関する監事監査結果の主な所見事項と対応状況 内部統制に対する取り組みとしては、法人の長たる理事長から、26年4月8日及び10月1日に、26年度の業務運営方針として、「基本的な方針」への今後の対応等について役職員に対し電子メールにより周知がなされた。 26年10月の定例監事監査（期中監査）の監査報告においては、「内部統制若し</p>		定例監査		期末監査	期中監査	実施期間	26年4～6月	26年10～12月	実施内容	現物実査立会 予備調査、本調査 意見交換、講評（理事長等） 意見交換、監査報告会（会計監査人）	現物実査、事務室等実査、外部委託先往査 予備調査、本調査 意見交換、講評（理事長等） 意見交換、監査計画説明会（会計監査人）	監事監査報告書等	25事業年度財務諸表及び決算報告書に関する意見書（26年6月25日理事長及び主務大臣宛提出） 監事監査報告書（26年6月25日理事長宛提出・26年7月1日信用基金ウェブサイトにて公表）	監事監査報告書（中間とりまとめ）（26年12月25日理事長宛提出）	<p><自己評価> 評定：B 無予告の内部監査や改善事項のフォローアップなど、実効性のある内部監査を実施するとともに、「基本的な方針」や改正通則法に対応するため、監事監査所見を踏まえ、内部統制及びリスク管理に係る委員会や規程等、内部統制強化に向けた態勢を新たに整備したところであり、Bとする。</p> <p><課題と対応> 引き続き、実効性のある内部監査を行うとともに、監事監査の所見に適切に対応し、27年4月から運用される統合的リスク管理態勢を含めた内部統制全般に係る取組を着実に実施</p>
	定例監査																		
	期末監査	期中監査																	
実施期間	26年4～6月	26年10～12月																	
実施内容	現物実査立会 予備調査、本調査 意見交換、講評（理事長等） 意見交換、監査報告会（会計監査人）	現物実査、事務室等実査、外部委託先往査 予備調査、本調査 意見交換、講評（理事長等） 意見交換、監査計画説明会（会計監査人）																	
監事監査報告書等	25事業年度財務諸表及び決算報告書に関する意見書（26年6月25日理事長及び主務大臣宛提出） 監事監査報告書（26年6月25日理事長宛提出・26年7月1日信用基金ウェブサイトにて公表）	監事監査報告書（中間とりまとめ）（26年12月25日理事長宛提出）																	

		<p>監査チェックリストを準備するとともに、指摘事項（要改善事項）の改善が速やかに図られるようフォローアップを適切に実施する。</p>		<p>くは内部管理に係る総括部署の設置等による明確化、信用基金を取り巻くリスク全体についての洗出し・評価を行う必要性等の検討、規程体系等を含む内部統制全般の見直し」が監事の所見として指摘されているところ。これに対し「基本的な方針」において金融業務型独法に対するガバナンスの高度化として「リスク管理のための内部規程整備、統合的リスク管理のための委員会設置などリスク管理態勢の整備」が見直し事項となったことから、外部のコンサルタント支援を受け、「基本的な方針」と改正通則法に示された内部統制委員会及びリスク管理委員会を設置するとともに、内部統制及びリスク管理に関する規程を整備し、統合的リスク管理態勢の整備を図った。</p> <p>○ 27年3月に文書決裁規程を改正し、農業部門、林業部門及び漁業部門において、保険・保証引受及び支払に係る委任基準の部門間の均衡を図るため、漁業部門における大口保険引受事前協議、代位弁済事前協議及び保険金支払に係る総括理事委任の決裁基準となっていたものを、一定額以上の案件が理事長委任となるよう見直し、業務の適正化を図った。</p> <p>○ 内部監査の実施に当たり、事前に監査項目ごとにチェックリストを整備し、効果的な実施を図っている。 26年度においては、以下の監査についてチェックリストの検討・見直しを行い、内部監査を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① コンプライアンスに係る事務（26年6月実施） ② 金庫現物（現金・郵便切手類等）実査（26年7月実施） ③ 契約に係る事務（26年7～8月実施） ④ 農業災害補償関係業務（26年9月実施） ⑤ 預金・有価証券・借入金残高確認（26年10月実施） ⑥ 農業信用保険業務（26年10～11月実施） ⑦ 法人文書監査（27年1月実施） ⑧ 情報セキュリティ及び保有個人情報の管理状況（27年2～3月実施） <p>○ 上記②・⑤・⑧については、事前通知を行わずに内部監査を実施し、内部監査の実効性の向上を図った。</p> <p>○ 27年2月において、25年度及び26年度に実施した内部監査で改善指摘をした案件について、フォローアップを行った結果、全ての指摘事項において改善措置がなされていることを確認した。</p>	<p>し、信用基金全社的に内部統制の強化を図る。</p>
--	--	---	--	---	------------------------------

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-5	業務実施体制の強化（外部有識者の専門的知見を活用したコンプライアンスの推進に向けた取組並びに取組状況のチェック及びフォロー）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下第7の1(2)において「基本方針」という。）を踏まえ、金融業務を実施する上でのリスクを特定し、その管理態勢の整備について検討する。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> コンプライアンスの推進に繋がる取組がなされているか</p>	<p><主要な業務実績> (2) 外部有識者の専門的知見を活用したコンプライアンスの推進に向けた取組並びに取組状況のチェック及びフォロー</p> <p>○ 役員又は職員からの法令違反行為等の通報又は相談をし易くするための職員専用情報サイトの3本の窓口「コンプラホットライン」（以下①～③参照）を常時開設して対応した。</p> <p>① 法令違反行為等に関する相談又は通報窓口【通報窓口・相談窓口】</p> <p>② 職員個人情報の処理等に関する苦情及び相談窓口【職員個人情報受付窓口】</p> <p>③ 業務処理方法の効率化、経費の節減等に関する提案窓口【業務改善提案窓口】</p> <p>26年度において、①及び②については相談・通報等はなかった。③については7月に業務改善提案を1件受付し、改善を行った。</p> <p>○ 26年度コンプライアンス・プログラムに基づき、次のとおりコンプライアンスの推進に計画的に取り組むとともに、取組状況のチェック及びフォローを行った。</p> <p>また、外部有識者を委員に含むコンプライアンス委員会を27年3月に開催し、コンプライアンス・マニュアル等（Q&A集を含む）の改正及び次年度のコンプライアンス・プログラムの策定等について審議した。</p> <p>① 新規職員研修会（26年4月）</p> <p>新規職員研修会において、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス基本方針等を記載した印刷物を配付して説明を行い、コンプライアンスの理解・促進を図った。また、信用基金の情報セキュリティ担当者による情報セキュリティ対策に関する研修を実施し、信用基金における情報セキュリティ水準の向上を図った。</p> <p>② 情報セキュリティ対策の自己点検（26年4月）</p> <p>26年4月に情報セキュリティ対策の自己点検を行い、その点検結果について個別に改善の必要があった者には改善を促し、自己点検結果と共に26年6月に開催した情報化推進委員会で報告した。</p> <p>③ 保有個人情報の管理状況点検（26年4月）</p>	<p><自己評価> 評定：B コンプラホットラインを的確に運用するとともに、26年度コンプライアンス・プログラムに基づき、コンプライアンス推進に向けた取組は着実に実施されており、Bとする。</p> <p><課題と対応> 引き続き、コンプラホットラインを的確に運用するとともに、27年度コンプライアンス・プログラムに基づいた取組を着実に実施していく。</p>
② 内部統制機能の強化 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部の有識者の専門的知見を活用するなどコンプライアンス（法令等遵守）への取組を充実・強化する。	(2) 内部統制機能の強化 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部の有識者の専門的知見を活用するなどコンプライアンス（法令等遵守）への取組を充実・強化する。	(2) 内部統制機能の強化 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス・プログラムに基づき、外部の有識者の専門的知見も活用しつつ、コンプライアンス委員会を中心にコンプライアンスの推進に向けた取組を適切に実施する。			

特にコンプライアンス・マニュアルの職員への一層の周知に努めるとともに、コンプライアンス・チェックの適切な実施・フォローに努める。

- 26年4月に保有個人情報の管理状況点検を行い、その点検結果について26年6月に開催した個人情報管理委員会で報告した。
- ④ 諸規程改正時のメール送信等（26年4月～27年3月）
諸規程の改正及び変更等について、職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにより役職員に通知し、周知を図った。
 - ⑤ コンプライアンス研修の実施（26年11月）
信用基金の全役職員を対象にコンプライアンス研修を実施し、また、その際に個人情報保護及び情報セキュリティについても研修内容とした。
 - ⑥ コンプライアンス・チェックの実施（27年2月）
コンプライアンスの推進状況を点検するため、コンプライアンス・チェックを実施し、その分析結果をコンプライアンス委員会（3月開催）に報告し、27年度のコンプライアンス・プログラムを策定した。
 - ⑦ コンプライアンス推進に関する冊子の作成
信用基金におけるコンプライアンスの推進を図るために、以下の冊子、印刷物を作成（改正）した。
 - ・ 「コンプライアンス基本方針 役職員行動規範」（26年7月）
役職員行動規範に、反社会的勢力排除への取組姿勢を追記し、信用基金全役職員に配布した。
 - ・ 「コンプライアンス・マニュアル」及び「コンプライアンスに関するQ&A集」（27年3月）
独立行政法人通則法及び信用基金の内部規程の改正等を反映させるとともに、内容の拡充を図るためコンプライアンス・マニュアル等の改正をコンプライアンス委員会（3月開催）において審議し、27年3月に改正を行った（27年4月に職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにより役職員に通知し、周知を図った。）。

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-5	業務実施体制の強化（事務リスク自主点検等の実施及び業務改善への反映）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下第7の1(2)において「基本方針」という。）を踏まえ、金融業務を実施する上でのリスクを特定し、その管理態勢の整備について検討する。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 業務の適正化を確保するための取組であるか</p>	<p><主要な業務実績> (3) 事務リスク自主点検等の実施及び業務改善への反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事務リスク自主点検等の実施及び業務改善委員会の開催 事務リスク自主点検の「点検項目」について、過去の主務省検査、監事監査、内部監査等の指摘を踏まえた事項を設定し、26年8月に各部署ごとに「点検実施計画」の作成を行い、9月に点検を実施した。 また、事務リスクが顕在化した場合の対応として、26年3月から新たに実施した事故発生・対応状況等報告制度については、26年度に7件の報告があり適切に対応した。 26年10月29日に業務改善委員会を開催し、各点検責任者より事務リスク自主点検点検結果の概要及び事故発生・対応状況等報告書についての報告を受け、事務ミス防止策等の改善策の検討・審議を行うとともに、業務改善委員及び点検責任者間で事務リスク顕在化に対する未然防止の意識の統一を図った。 ○ 事務リスク顕在化の未然防止に向けた取組 26年11月に職員専用情報サイトに事務リスク自主点検結果の概要を掲載し、職員に対して事務リスク顕在化の未然防止について注意喚起を行った。 ○ 業務改善への反映及び取組 以下について、信用基金全体の業務改善に反映させることを目的として、業務改善委員会の審議結果概要及び業務改善の取組事例を職員専用情報サイトの監理室掲示板に掲載し、全役職員に周知した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 業務改善提案 26年7月に受付けた業務改善提案（1件）について、業務改善委員会を開催（8月4日）して審議及び承認し、改善を行った。 ② 業務改善への取組事例 信用基金各部署において実施している業務改善策について情報提供を受け、業務改善への取組事例を取りまとめ、職員専用情報サイトに掲載（8件）し、職員への周知を図った。 	<p><自己評価> 評定：B 過去に指摘された事項を踏まえた事務リスク自主点検や事故発生・対応状況等報告制度の運用等、業務の適正化は着実に実施されており、Bとする。</p> <p><課題と対応> 引き続き過去の指摘事項を踏まえた事務リスク自主点検を実施するとともに、職員に対して、事務リスク顕在化未然防止について注意喚起を行っていく。 また、業務改善への取組事例を募集し、職員に周知する等して業務改善への取組を着実に実施していく。</p>
② 内部統制機能の強化	(2) 内部統制機能の強化	(2) 内部統制機能の強化			
イ 業務の適正化を図るため、事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施する。	イ 業務の適正化を図るため、事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施する。	イ 業務の適正化を図るため、部室が所掌する事務の自主的な点検及び職員からの業務改善提案に対する取組を適切に実施する。			

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-5	業務実施体制の強化（目標管理の導入による適切な人事評価、業績及び勤務成績等の給与・退職金等への一層の反映）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下第7の1(2)において「基本方針」という。）を踏まえ、金融業務を実施する上でのリスクを特定し、その管理態勢の整備について検討する。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 給与・退職金等に反映できる人事評価体制となっているか</p>	<p><主要な業務実績> (4) 目標管理の導入による適切な人事評価、業績及び勤務成績等の給与・退職金等への一層の反映</p> <p>○ 目標管理の導入による人事評価制度については、24年4月から実施している。人事評価の方法については、能力評価（判断力、業務への取組み方等）及び業績評価（年度計画に則した業務目標の策定等）並びにこれらを総合した総合評価により実施し、直属の課長等による一次評価の後に、理事・部長等による不均衡等調整を経て、理事長が最終評価することとし、信用基金の公正、効率的な業務運営等に資するものとなるよう実施している。</p> <p>○ 役員の期末特別手当や退職手当については、役員給与規程・役員退職手当規程に基づき、業務実績評価結果に応じた業績勘案率等を勘案して支給している。</p>	<p><自己評価> 評定：B 人事評価実施規程に基づき、人事評価を着実に実施しており、Bとする。</p> <p><課題と対応> 引き続き、人事評価を確実に実施する。</p>
② 内部統制機能の強化 ウ 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価を定着させるとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。	(2) 内部統制機能の強化 ウ 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価を定着させるとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。	(2) 内部統制機能の強化 ウ 目標管理を取り入れた適切な人事評価を定着させるとともに、業務遂行へのインセンティブの向上を目指して、業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させる。			

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-5	業務実施体制の強化（評価・分析の実施及びその結果の業務運営への反映）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下第7の1(2)において「基本方針」という。）を踏まえ、金融業務を実施する上でのリスクを特定し、その管理態勢の整備について検討する。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 業務運営に反映できる評価体制となっているか</p>	<p><主要な業務実績> (5) 評価・分析の実施及びその結果の業務運営への反映</p> <p>○ 事業ごとに客観的な立場から評価を行い、その結果を業務運営に的確に反映させるため評価分析を実施しているが、第3期中期目標に基づき、25年度から実施時期を年3回から年4回（4月・7月・10月・1月）に変更し、業務の実施状況を適正に把握することにより、中期計画や年度計画の進捗状況管理を行い、主務省や評価委員会からの指摘事項を踏まえた対応が図られるよう、関連部署間で今後の取組について検討を行った。</p> <p>なお、評価分析結果については、理事長、理事等が参加する役員懇談会において意見交換が行われ、今後の対応方針等を理事長が最終決定することとなっており、決定事項については、職員へ通知し信用基金全体で共有している。</p>	<p><自己評価> 評定：B</p> <p>主務省や評価委員会からの指摘事項に対する検討や評価分析結果の共有等、評価分析は着実に実施しており、Bとする。</p> <p><課題と対応> 適切に業務の進捗状況管理を行い、新たな指摘事項や課題を改善し、信用基金の業務運営に反映できるよう、関係部署間で検討していく。</p>
③ 評価・分析の実施 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を四半期毎に実施し、その結果を着実に業務運営に反映させる。	(3) 評価・分析の実施 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を四半期毎に実施し、その結果を理事長のリーダーシップの下、着実に業務運営に反映させる。	(3) 評価・分析の実施 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を四半期毎に実施し、その結果を着実に業務運営に反映させる。			

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-5	業務実施体制の強化（情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の取り組み）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
④ 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。	内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下第7の1(2)において「基本方針」という。）を踏まえ、金融業務を実施する上でのリスクを特定し、その管理態勢の整備について検討する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 情報セキュリティ対策の向上に繋がるものであるか	<主要な業務実績> (6) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の取り組み ○ 情報セキュリティ規程に基づき情報セキュリティ対策を実施しており、25年度の実施状況について26年4月に情報セキュリティ対策の自己点検を行い、その点検結果について個別に改善の必要があった者には改善を促し、点検結果と共に26年6月に開催した情報化推進委員会で報告した。 ○ 26年5月に「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」が制定されたことに伴い、26年12月に情報セキュリティ規程の改正を行った。主な改正点としては新たな脅威・技術への対策として以下の項目を追加 ①標的型攻撃対策 ②外部委託リスク対策 ③私物端末の利用に係る対策 ④ソーシャルメディアサービスの利用に係る対策 ⑤USBメモリ等外部電磁的媒体の利用に係る対策 ⑥複合機の利用に係る対策 ○ 27年3月に、事務室への部外者の侵入防止及び情報資産等を含む信用基金財産の保全の観点から、出入口にICカード認証式の電気錠等を導入し、情報セキュリティ対策の向上を図った。 ○ 25年度に農林水産省金融調整課及び財務省政策金融課と信用基金システム管理課との間で、情報セキュリティに関する緊急時の連絡先を交換しているが、26年度においては人事異動に伴う連絡先更新を行った。 ○ PCソフトウェア等における脆弱性に対応するためのプログラム更新について、適切に対応しており、主務省よりその対策についての照会があった際には適切に対応した旨報告している。 ○ 26年7月に情報セキュリティ規程を改正し、障害が生じた場合の対応について	<自己評価> 評定：B 情報セキュリティ対策の自己点検の実施により職員の情報セキュリティの向上に努めているほか、政府機関の対策を踏まえた新たな脅威・技術への対策に係る規程改正を行い、外部からの攻撃や情報流出の防止等、情報セキュリティ対策の向上を図った。 また、緊急時等の主務省との連絡のため情報セキュリティに関する連絡先の更新を行ったほか、PCソフトウェア等の脆弱性に対しても適切に対応するとともに、情報セキュリティ規程にサイバー攻撃による障害発生時に所管省への報
	ア 政府機関統一基準群を含む政府機関におけ	ア 政府機関統一基準群を含む政府機関におけ			

	<p>る一連の対策を踏まえ、適宜、独立行政法人農林漁業信用基金情報セキュリティ規程等の見直し等を行うこととし、情報セキュリティ対策に係るP D C Aサイクルを構築するための取組を推進する。</p> <p>イ 緊急時を含め、農林水産省・財務省との実効性のある連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について、農林水産省・財務省との情報交換を積極的に行う。</p> <p>特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省・財務省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。</p>	<p>る一連の対策を踏まえ、適宜、信用基金の情報セキュリティ規程等の見直し等を行うこととし、情報セキュリティ対策の実施状況自己点検を引き続き実施し、点検結果について改善措置等のフォローアップを実施する。</p> <p>イ 緊急時を含め、農林水産省・財務省との実効性のある連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について、農林水産省・財務省との情報交換を積極的に行う。</p> <p>特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省・財務省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。</p>		<p>て各情報セキュリティ管理者がシステム管理課に報告することを義務付け、更にその原因がサイバー攻撃によるものである場合には所管省に報告することとした。</p> <p>○ 27年2月にホームページの閲覧及びメールの送受信が不能となる障害が発生した。原因は、ホスティングサーバの切り替えの際の業者間の連絡不徹底によるもので、同日の夕方には完全復旧した。本障害はサイバー攻撃によるものではなかったが、利用者への情報提供等が一時的に途絶えることとなることから、所管省への連絡を行った。</p>	<p>告規定を追加する等、事故・障害が発生した際の体制は整備されており、Bとする。</p> <p><課題と対応> 引き続き、情報セキュリティ対策の実施状況を点検し、必要に応じて改善措置を実施するとともに、政府機関における一連の対策を踏まえた情報セキュリティ規程等の見直し等を適宜行う。</p> <p>また、情報セキュリティ対策向上への取組を行う中で、情報セキュリティに係る課題が発見された場合は、適宜主務省と情報交換を行うとともに、事故・障害等が発生した場合は、情報セキュリティ規程に基づき速やかに農林水産省・財務省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。</p>
--	---	---	--	---	--

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-6	業務運営の効率化等を踏まえた情報システムの整備

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
6 情報システムの整備 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの改善に努める。	6 情報システムの整備 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの改善に努める。	6 情報システムの整備 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの改善に努める。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> システムの改善がコスト削減、調達における透明性、業務運営の合理化・効率化を確保するものであるか</p>	<p><主要な業務実績> 6 業務運営の効率化等を踏まえた情報システムの整備</p> <p>※ 主要な情報システムの整備に当たり、コスト削減や調達における透明性確保等の取組についても記載する。</p> <p>(農業信用保険業務)</p> <p>○ 農業保証保険システムにおいては、「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律」の施行（26年4月1日）により、保険対象資金として青年等就農資金が新たに指定されたことから、26年6月に関係プログラムの修正等を行った。 なお、業者の選定にあたっては、コスト削減及び調達における透明性を確保するため、一般競争入札（総合評価落札方式）により落札者を決定した。</p> <p>○ 信用リスクに応じた保証・保険料率の導入に係るプログラムの修正について、26年10月に契約を締結した。 なお、業者の選定にあたっては、コスト削減及び調達における透明性を確保するため、一般競争入札（総合評価落札方式）により落札者を決定した。</p> <p>(林業信用保証業務)</p> <p>○ 基幹系システムにおけるセキュリティ強化の観点から部署間でのアクセスに制限を加えるプログラム変更について、プログラム修正開発業者と26年3月に契約を締結。26年8月に上記プログラムの変更を完了した。 なお、業者の選定にあたっては、一般競争入札により落札者を決定した。</p> <p>○ 情報系システムにおいては、信用格付と自己査定結果の整合性の確保を図るため、原因分析及び新システム構築に係る提言等についての業務委託契約を26年5月30日付で締結し、26年10月31日に報告書を受領した。 また、同報告書を踏まえた新システム構築のため、情報系システムの改修に係る業務委託契約を27年3月31日付けで締結し、27年7月末までに改修業務を</p>	<p><自己評価> 評定：B 各業務において、コスト削減や調達の透明性を確保しつつ、業務運営の効率化や合理化に繋がるシステム改善を行っており、Bとする。</p> <p><課題と対応> 業務の実態やシステムの状況に応じた整備を図りつつ、システム修正を行う際は引き続き適切な対応に努める。</p>

完了する見通しである。

なお、情報系システムについては実施業者に著作権があるが、当該技術を有する者が他にいないとは限らないことから、公募方式による選定を行い、コスト削減及び調達における透明性の確保に努めた。

(農業災害補償関係業務)

○ 農業共済事業を実施する市町村の経理処理要領の改正に伴い、農業共済団体等の財務状況調査に係る集計システムについて所要の修正を行うため、システム開発業者と26年10月に契約を締結。27年3月にシステム修正を完了した。

なお、業者の選定にあたっては、コスト削減及び調達における透明性を確保するため、企画競争により落札者を決定した。

(経理業務)

○ 財務会計システムで使用している機器（システム専用サーバー及び専用端末機等）については、22年4月に更新（一括購入）したが、27年4月末をもって5年の耐用年数を経過することから、システムの安定運用を図るため機器の更新を行った。

併せて、当該機器の更新に伴いサーバーのOSが新しくなることから、これに対応するデータベースソフトのバージョンアップも必要となるため、財務会計システムのプログラムについて所要の修正を行った。

なお、当該機器更新に係る業者の選定については、一般競争入札により落札者を決定した。また、財務会計システムのプログラム修正については、当該システムの著作権が開発先にあるため、契約の相手先は一者しか見込まれないが、当該技術を有する者が他にいないとは限らないことから、公募方式による選定を行い、コスト削減及び調達における透明性の確保に努めた。

○ 財務会計システムの保守業務については、保守業者との間で専用回線（ADSL）を利用した遠隔操作により行われているが、当該回線は通信速度が遅く、システムトラブルに対し機動的な対応が困難な場合があることから、当該回線を光回線に見直し、通信速度を速めることにより、業務に支障が生じないように改善を図った。

なお、光回線敷設業者の選定にあたっては、複数の業者による見積合わせにより決定した。

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-7	調達方式の適正化（随意契約見直し計画に基づく一般競争入札等の着実な実施）

2. 主要な経年データ														
評価対象となる指標		達成目標	(参考)	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
				実績	構成比									
一般競争入札等	件数	—	—	8件	100%	16件	100%	12件	100%	12件	100%	18件	95%	
	金額(百万円)	—	—	41	100%	89	100%	65	100%	65	100%	187	99%	
随意契約	件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1件	5%	
	金額(百万円)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	1%	
合計	件数	—	—	8件	100%	16件	100%	12件	100%	12件	100%	19件	100%	
	金額(百万円)	—	—	41	100%	89	100%	65	100%	65	100%	190	100%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価																																				
				業務実績	自己評価																																			
7 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。 ① 随意契約見直し計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。	7 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。 (1) 随意契約見直し計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。	7 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。 (1) 随意契約見直し計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。	<p><主な定量的指標> 一般競争入札等の割合</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 随意契約見直し計画に基づき一般競争入札等が実施されているか</p>	<p><主要な業務実績> 7 調達方式の適正化 (1) 随意契約見直し計画に基づく一般競争入札等の着実な実施</p> <p>○ 26年度に締結した契約は、件数で19件、金額で190百万円であった。契約方式別にみると、一般競争入札等が18件、187百万円、随意契約が1件、3百万円となっている。</p> <p>なお、26年度の随意契約1件については、信用基金において税務調査が実施されている中で、緊急に信用基金の会計及び税務に精通している者から税務相談等の役務の提供を受ける必要があったものであり、27年2月6日に契約審査会に諮ったうえで、随意契約を行った。</p>	<p><自己評価> 評定：B 19件中、18件が一般競争入札となっており、一者応札に向けた取組も着実に実行されていることから、Bとする。</p> <p><課題と対応> 引き続き、一般競争入札等を実施するとともに、一者応札の解消に向けた取組を実施する。</p>																																			
				<p>一般競争入札等に係る応札者数調べ (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>応札者数</th> <th>1者</th> <th>2者</th> <th>3者</th> <th>4者</th> <th>5者以上</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26年度</td> <td>件数</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般競争入札等に係る落札率調べ (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>落札率</th> <th>100%</th> <th>90%台</th> <th>80%台</th> <th>70%台</th> <th>60%台</th> <th>50%台</th> <th>40%台</th> <th>30%台</th> <th>20%台</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26年度</td> <td>件数</td> <td>-</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 一般競争入札のうちの応募者数は1者が10件、2者が2件、3者が3件、4者が3件であった。</p> <p>○ 一者応札・応募の改善策として、毎年予定されている契約及び実施時期が明らかでない契約について、24年度より事前公表を実施しており、26年度においてもウェブサイトの「契約関連情報」に掲載を行った（26年4月17日）。</p>	区分	応札者数	1者	2者	3者	4者	5者以上	合計	26年度	件数	10	2	3	3	-	18	区分	落札率	100%	90%台	80%台	70%台	60%台	50%台	40%台	30%台	20%台	合計	26年度	件数	-	4	6	2	3	2
区分	応札者数	1者	2者	3者	4者	5者以上	合計																																	
26年度	件数	10	2	3	3	-	18																																	
区分	落札率	100%	90%台	80%台	70%台	60%台	50%台	40%台	30%台	20%台	合計																													
26年度	件数	-	4	6	2	3	2	1	-	-	18																													

- | | | | | |
|--|--|--|---|--|
| | | | <p>○ 26年2月の契約監視委員会において提案された一者応札・応募の改善のための措置（①仕様書については必ずしも変更することを目的としないが、随時、競争を制限するものとなっていないか等の見直しをする、②入札から履行までの期間が短い契約に関しては公告時期を早めて準備期間を確保する、③他法人の例を参考として業界団体への声掛けを検討する）として、以下のとおり取り組んだ。</p> <p>① 複合機の賃貸借及び保守業務に係る導入予定機種について、これまでは最新機能を前提に仕様書を設定していたが、複数社の製品に共通する機能に基づき設定する仕様に見直した。また、林業信用保証業務の基幹系システムの保守業務について、仕様書に新たに動作環境の変更を踏まえたシステム構成図を加え、内容の明確化を図った。</p> <p>② あらかじめ入札時期が明らかな案件については、公告時期を早めることとし、特に複合機の賃貸借及び保守業務について、契約履行日（27年2月）に対し、前倒しで公告（26年11月）したことにより3ヶ月間の準備期間を確保した。</p> <p>③ 業務処理に係るコンピュータシステムの保守・修正に係る入札情報（1件）の業界サイトへの掲載可否について、一般社団法人コンピュータソフトウェア協会に照会した。</p> | |
|--|--|--|---|--|

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-7	調達方式の適正化（契約監視委員会及び契約審査委員会の活用等による適正な契約の実施）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>調達に係る契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>② 契約監視委員会及び契約審査委員会の活用等により、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。</p>	<p>調達に係る契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>(2) 契約監視委員会及び契約審査委員会の活用等により、一般競争入札等について、真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。</p>	<p>調達に係る契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>(2) 契約監視委員会及び契約審査委員会の活用等により、一般競争入札等について、真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか、随意契約の理由が妥当か等契約の適正な実施を図る。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 契約監視委員会等により、契約の適正化が検討されているか</p>	<p><主要な業務実績> (2) 契約監視委員会及び契約審査委員会の活用等による適正な契約の実施</p> <p>○ 契約監視委員会は、弁護士、公認会計士、税理士及び信用基金監事をもって構成し、契約案件について、真に競争性が確保されているか、点検及び見直しを行うもので、その構成委員名、議事結果については、ウェブサイトで公表している。</p> <p>契約監視委員会については、年1回以上開催することとしており、27年2月24日に開催した。</p> <p>その際、委員から、①公募を実施した事案については、総務省から示された随意契約によることができるケースに該当するものと考えられ、今後適切に対応すること②システム保守の事案について、参加要件の「過去3年以内に同等のシステム構築又は保守の実績があること」については広く参加者を募る観点から見直しを検討すること③業務等準備期間を十分に確保したかについては、数値で示すようにすること等について提案があった。</p> <p>○ 契約審査会は、総括理事、財務担当理事、総括調整役及び参事をもって構成し、随意契約（少額随意契約及び公募による随意契約を除く）の審査を行うものである。</p> <p>26年度は、会計規程第51条第2項及び災害会計規程第50条第2項に基づき、信用基金において税務調査が実施されている中で、緊急に信用基金の会計及び税務に精通している者から税務相談等の役務の提供を受ける必要があったことから、27年2月6日に契約審査会に諮ったうえで、随意契約を行った。</p> <p>○ 競争参加者資格審査委員会は、総括理事、財務担当理事、総括調整役及び参事をもって構成し、競争参加者の資格審査を行うものである。</p> <p>なお、競争参加者資格審査委員会については、26年度は、資格審査をすべき競争参加者がいなかったため、開催実績はない。</p>	<p><自己評価> 評定：B</p> <p>契約監視委員会により、契約案件の適正化は図られており、Bとする。</p> <p><課題と対応> 引き続き契約監視委員会による契約の適正化を図るとともに、契約監視委員会においてなされた提案について、検討のうえ実施する。</p>

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-7	調達方式の適正化（取組状況の公表）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>調達に係る契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>③ 随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p>	<p>調達に係る契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>(3) 随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p>	<p>調達に係る契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>(3) 随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 公表すべき契約を公表し、契約状況のフォローアップが行われているか</p>	<p><主要な業務実績> (3) 取組状況の公表</p> <p>○ 契約情報取扱公表要領に基づき、予定価格が以下の額を超える契約について、ウェブサイト公表した。</p> <p>【公表する契約】 工事又は製造・・・・・・・・予定価格250万円 財産の購入・・・・・・・・予定価格160万円 賃貸・・・・・・・・予定価格 80万円 その他の役務・・・・・・・・予定価格100万円</p> <p>○ 20年度契約実績に対する随意契約等見直し計画(22年4月公表)に基づく契約状況のフォローアップについては、毎年実施しており、26年度においても信用基金ウェブサイト公表した(26年8月12日)。</p>	<p><自己評価> 評定：B 公表すべき契約についてすべて公表するとともに、見直し計画に基づくフォローアップについても公表しており、Bとする。</p> <p><課題と対応> 公表すべき契約を公表し、契約状況のフォローアップを着実に行う。</p>

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-7	調達方式の適正化（監事及び会計監査人による監査の実施）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>調達に係る契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>④ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p>調達に係る契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>(4) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p>調達に係る契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>(4) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 監事や会計監査人による入札・契約の適正なチェックがされているか</p>	<p><主要な業務実績> (4) 監事及び会計監査人による監査の実施 (監事による監査の実施)</p> <p>○ 契約に関する文書は、監事監査規程第12条に基づき、決裁文書を施行前に回付することにより、契約の適切性等について事前チェックを受けている（予定価格が少額である場合の随意契約に関する文書を除く）。このほか、定例監査（期末監査（26年4～6月）及び期中監査（26年10～12月））において、契約の適切性について事後チェックを受けている。</p> <p>(会計監査人による監査の実施)</p> <p>○ 会計監査人による期中監査（26年10月6～10日、27年2月16～20日及び3月2～6日）、理事長等とのディスカッション（26年11月21日）及び期末監査（27年4月3日及び5月18日～6月12日）が実施された。</p> <p>① 期中監査 各勘定ごとに26年4月から27年2月までの期中取引について、各種証憑類の金額突合等により、取引の実在性、帳簿記入の正確性、全般的内部統制の有効性等についての検証が行われたが、指摘はなかった。 また、農業保証保険システム、林業業務システム及び漁業保証保険システムの概況に関する監査により、各情報システムに関する全般的統制及び業務処理統制について検証が行われたが、指摘はなかった。</p> <p>② 期末監査 資産の実在性を確かめるため、各勘定ごとに現金、預金通帳・証書、有価証券、切手印紙類について、現物の実査が実施されるとともに、相手方に対しての高確認が行われ、実在性が確認された。 また、各勘定ごとに27年3月の期中取引及び決算整理事項について、各種証憑類の金額突合等により、取引の実在性、帳簿記入の正確性、内部統制の有効性等についての検証が行われたが、指摘はなかった。</p>	<p><自己評価> 評定：B 監事及び会計監査人により、入札・契約の適正な実施、内部統制の有効性及び資産の実在性等について監査を受けていることを踏まえ、Bとする。</p> <p><課題と対応> 引き続き、監事及び会計監査人による監査を受ける。</p>

年度評価項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-1	事務処理の迅速化

2. 主要な経年データ																																					
①主要なアウトプット（アウトカム）情報【標準期間処理率】								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）																													
指標	第3期 達成目標	(参考) 第2期目標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	指標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																								
(農業信用保険業務)																																					
保険通知・保険料徴収	85%以上	80%以上	99.7%	99.9%				/																													
保険金支払審査	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%																																	
納付回収金受納	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%																																	
長期貸付金審査	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%																																	
短期貸付金審査	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%																																	
(林業信用保証業務)																																					
保証審査	85%以上	80%以上	90.7%	92.9%										/																							
代位弁済審査	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%																																	
貸付審査	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%																																	
(漁業信用保険業務)																																					
保険通知・保険料徴収	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%																/																	
保険金支払審査	85%以上	80%以上	97.9%	100.0%																																	
納付回収金受納	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%																																	
長期貸付金審査	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%																																	
短期貸付金審査	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%																																	
(農業災害補償業務)																																					
貸付審査	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%																						/											
(漁業災害補償業務)																																					
貸付審査	85%以上	80%以上	100.0%	100.0%																												/					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担の軽減を図るため、次の事項を実施し、事務処理の迅速化を図る。	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。	<主な定量的指標> 標準期間処理率 <その他の指標> なし <評価の視点> 質の高いサービス提供しつつ、事務処理の迅速化が図られているか	<主要な業務実績> 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 事務処理の迅速化 (1) 標準処理期間内における事務処理の達成度 ○ 標準処理期間内の事務処理について、26年度の実績は以下のとおりとなっている。	<自己評価> 評定：B 各業務すべて目標を達成しており、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、目標達成に向けて取り組む。

① 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、標準処理期間内に案件の85%以上を処理する。また、保険金の支払審査、代位弁済の実行等に係る標準処理期間を5%以上短縮する。
 なお、標準処理期間等の見直しに当たっては、経費の増大を招かないようにする。

(1) 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、保険金の支払審査、代位弁済の実行等に係る標準処理期間を5%以上短縮し、以下の標準処理期間内に案件の85%以上を処理する。
 ア 保険通知の処理・保険料徴収 37日
 イ 保険金支払審査 25日
 ウ 納付回収金の受納 29日
 エ 保証審査 7日
 オ 代位弁済 135日
 カ 貸付審査
 農業長期資金 償還日と同日付貸付
 農業短期資金 月3回(5のつく日)
 農業災害補償 4日
 林業 3日
 漁業長期資金 償還日と同日付貸付
 漁業短期資金 8日
 漁業災害補償 4日

(1) 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、以下の標準処理期間内に案件の85%以上を処理する。
 ア 保険通知の処理・保険料徴収 37日
 イ 保険金支払審査 25日
 ウ 納付回収金の受納 29日
 エ 保証審査 7日
 オ 代位弁済 135日
 カ 貸付審査
 農業長期資金 償還日と同日付貸付
 農業短期資金 月3回(5のつく日)
 農業災害補償 4日
 林業 3日
 漁業長期資金 償還日と同日付貸付
 漁業短期資金 8日
 漁業災害補償 4日

(処理状況)

(単位：件)

区分		26年度		
		全処理件数 (A)	標準処理期間 内の処理件数 (B)	標準処理期間 内の処理割合 (B÷A)
農業信用 保険業務	保険通知の処理・保険料徴収	71,980	71,954	99.9%
	保険金支払審査	1,261	1,261	100.0%
	納付回収金の受納	70,154	70,154	100.0%
	農業長期資金の貸付審査	116	116	100.0%
	農業短期資金の貸付審査	47	47	100.0%
林業信用 保証業務	保証審査	1,252	1,164	92.9%
	代位弁済	36	36	100.0%
	貸付審査	43	43	100.0%
漁業信用 保険業務	保険通知の処理・保険料徴収	50,441	50,441	100.0%
	保険金支払審査	202	202	100.0%
	納付回収金の受納	9,936	9,936	100.0%
	漁業長期資金の貸付審査	160	160	100.0%
	漁業短期資金の貸付審査	7	7	100.0%
農業災害 補償関係業務	貸付審査	1	1	100.0%
漁業災害 補償関係業務	貸付審査	3	3	100.0%

年度評価項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-1	事務処理の迅速化（保険引受や支払審査等について、関係機関との情報共有・意見交換）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	指標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
(農業信用保険業務)													
保証要綱等改正協議	—	—	107件	192件	193件	167件	248件						
うち東日本大震災 資金に係るもの	—	—	—	75件	13件	4件	2件						
大口保険引受協議	—	—	534件	333件	357件	320件	332件						
大口保険金請求協議	—	—	26件	24件	21件	23件	14件						
保証保険に関する相談 件数	—	—	29件	49件	57件	47件	57件						
大口保険引受案件等現 地協議	—	—	6協会	5協会	11協会	13協会	12協会						
保険金支払・回収現地 協議	—	—	9協会	10協会	8協会	9協会	9協会						
(漁業信用保険業務)													
大口保険引受	—	—	52件	51件	58件	81件	88件						
大口保険金請求協議	—	—	215件	215件	33件	48件	45件						
保険金支払・回収現地 協議	—	—	12協会	9協会	12協会	13協会	13協会						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
利用者の手続面での負担の軽減を図るため、次の事項を実施し、事務処理の迅速化を図る。	利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。	利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし	<主要な業務実績> (2) 保険引受や支払審査等について、関係機関との情報共有・意見交換（農業信用保険業務） ○ 保証要綱等の制定・改定（248件）について、基金協会からの提出資料又は対面により協議を実施した（25年度167件）。 ○ 各県の保証利用状況、保証推進体制についての現況把握と情報の共有を図るため、10～11月にかけて3協会と現地協議を実施した（25年度5協会）。 ○ 大口保険引受案件等に関する情報の共有 ・ 大口保険引受案件（332件（条件変更を含む））について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した（25年度320件）。このうち、基金協会との対面での協議は17件であった（25年度22件）。	<自己評価> 評定：B 基金協会との要綱協議、事前協議、現地協議等の実施により、基金協会との間で認識の共有が図られており、Bとする。 <課題と対応> 今後も要綱協議や
② 基金協会等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実に行う。	(2) 農業・漁業の信用基金協会（以下「基金協会」という。）等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実に行う。	(2) 基金協会等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実に行う。	<評価の視点> 関係団体との意見調整・情報共有が、利用者に対する質の高いサービス提供に繋がっているか		

・ 大口保険引受案件等に係る経営状況及び期中管理等について、基金協会とのヒアリングを通じて事故防止に関する認識の共有化を図るため、9～11月にかけて12協会で現地協議を実施（25年度13協会）した。

現地協議等の実施により、認識の共有、情報蓄積を図り、業務に活用する。

- 大口保険金請求案件に関する情報の共有
 - ・ 大口保険金請求案件（14件）について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した（25年度23件）。このうち、基金協会との対面での協議は2件であった（25年度3件）。
 - ・ 事前協議については、基金協会から提出された協議資料の内容について記載事項の検証を行っており、代位弁済の妥当性や回収見込み等について、当該基金協会との間で認識の共有に努めることにより、基金協会による適切な代位弁済の実施を図っている。

- 求償権に関する情報の共有
 - ・ 26年度より新たに基金協会から、26年3月末時点の「大口求償債務者（注）の現況及び今後の回収方針等の報告書」の提出を受け、大口求償債務者の現況等を把握し、基金協会との連携のもと回収促進に資した。
 - ・ 保険金残高が100万円以上の求償債務者の回収見込額及び回収経過と求償権回収促進のための取り組み状況等について、基金協会とのヒアリングを通じて回収向上に関する認識の共有化を図るため、9～10月にかけて9協会で現地協議を実施した（25年度9協会）。

（注）大口求償債務者とは、次に該当するものをいう。
保険金残高の合計額が3千万円以上（基金協会において求償権の償却を行った部分を除く。）である者。

（漁業信用保険業務）

- 大口保険引受案件に関する情報の共有
 - ・ 大口保険引受案件（88件）について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した（25年度81件）。
 - ・ 事前協議については、基金協会から提出された協議資料の内容について照会・確認しながら協議を実施し、当該基金協会との間で認識の共有、情報の蓄積に努めることにより審査の一層の効率化・厳格化を図っている。
 - ・ 大口保険引受案件の事前協議を通じて得られた情報及び知見を各基金協会にフィードバックすることにより、基金協会の保証審査能力の向上、事故の回避を図った。

- 大口保険金請求案件に関する情報の共有
 - ・ 大口保険金請求案件（45件）について、基金協会からの提出資料によりすべて事前協議を実施した（25年度48件）。
 - ・ 事前協議については、基金協会から提出された協議資料の内容について基金協会と電話等により記載事項の検証を行っており、代位弁済の妥当性や標準処理期間の短縮等に寄与している。

○ 求償権に関する情報の共有

求償権の回収見込額及び回収経過等についての情報の共有を図るため、求償権を有する38の基金協会から、26年3月末時点の「求償権分類管理表」の提出を受け、これに基づき求償権回収方針や求償債務者の現況等に係る現地協議を13協会で実施し（25年度13協会）、さらに26年9月末時点の「求償権回収進捗状況表」の提出を受けて、求償権回収の進捗に係る個別協議を23協会で実施した（25年度25協会）。また、基金協会の申出に基づく個別協議を8協会で実施した（25年度6協会）。

年度評価項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-1	事務処理の迅速化（業務処理の方法の見直し）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	指標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>利用者の手続面での負担の軽減を図るため、次の事項を実施し、事務処理の迅速化を図る。</p> <p>③ 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。</p>	<p>利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。</p> <p>(3) 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。</p>	<p>利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。</p> <p>(3) 事務手続の明確化・簡素化など、業務処理の方法の見直しを行う。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 利用者の負担や業務の質の向上に繋がる取組であるか</p>	<p><主要な業務実績> (3) 業務処理の方法の見直し</p> <p>○ 利用者の手続面での負担軽減となるよう取り組んだ主な事項は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月1日に農業保険取扱要領の一部改正を行い、大口保険保証事前協議での経営者保証ガイドラインに係る対応及び再生可能エネルギー資金で定められているチェックシート等添付資料の徴求についての規定を設け、引受審査がスムーズにできるよう対応した。 3月30日に農業保険取扱要領の一部変更を行い、大口保険保証事前協議で定められている徴求資料について、経常運転資金に係る見積書等の証明資料は、財務諸表等を作成している者等については、財務諸表等で確認できるため、省略できることとした（施行は27年4月1日）。 	<p><自己評価> 評定：B</p> <p>利用者に分かりやすいよう事務手続きの明確化を図り、事務の円滑化につながっていることから、Bとする。</p> <p><課題と対応> 今後も業務フローを見直しつつ、利用者のニーズを踏まえ、必要な事務手続きの明確化、簡素化を図る。</p>

年度評価項目別評価調査（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-2	国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映（ウェブサイト等による情報開示の充実を促進）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	指標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
ウェブサイト更新回数	—	—	82回	89回	71回	99回	113回						
ウェブサイトアクセス件数	—	—	55,062件	55,211件	57,888件	72,876件	65,531件						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																													
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価																									
				業務実績	自己評価																								
2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映 ① 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。	2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映 (1) 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。	2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映 (1) 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 国民や利用者に対し、適切かつ分かりやすい情報開示がされているか	<主要な業務実績> 2 情報の提供・開示 (1) ウェブサイト等による情報開示の充実を促進 ○ ウェブサイトの更新を113回行った。主な内容は以下のとおり。	<自己評価> 評価：B 国民一般や利用者に対し適切かつ迅速に情報開示を行った。 また、信用基金の事業概況を取りまとめた業務報告書等を関係機関に配布、ウェブサイト等で公表するとともに、関係団体との情報交換会を実施し、情報提供を図ったことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、適切かつ迅速な情報開示に努めるとともに、業務報告書等を関係機関に配布、公表し、信用基金の事業のPRを図る。																								
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事項</th> <th>掲載日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">26年度</td> <td>「農業信用保険、林業信用保証、漁業信用保険及び災害補償に係る業務実績」を更新</td> <td>毎月中旬</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">「東日本大震災に対処するための林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則の特例業務細則」を更新</td> <td>4月4日</td> </tr> <tr> <td>3月30日</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">「東日本大震災に関する情報」を更新</td> <td>4月18日</td> </tr> <tr> <td>5月27日</td> </tr> <tr> <td>6月11日</td> </tr> <tr> <td>「農林漁業信用基金パンフレット」を更新</td> <td>6月30日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">「林材業の業況動向調査（平成26年度）の結果」を更新</td> <td>7月30日</td> </tr> <tr> <td>12月22日</td> </tr> <tr> <td>林業部門における「木材安定供給保証（ウッド・サポート5000）の取扱い開始」を更新</td> <td>9月30日</td> </tr> <tr> <td>「林業信用保証業務細則」を更新</td> <td>3月30日</td> </tr> <tr> <td>「木材の安定的供給を推進するための林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則の特例業務細則」を更新</td> <td>3月30日</td> </tr> </tbody> </table>	区分	事項	掲載日	26年度	「農業信用保険、林業信用保証、漁業信用保険及び災害補償に係る業務実績」を更新	毎月中旬	「東日本大震災に対処するための林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則の特例業務細則」を更新	4月4日	3月30日	「東日本大震災に関する情報」を更新	4月18日	5月27日	6月11日	「農林漁業信用基金パンフレット」を更新	6月30日	「林材業の業況動向調査（平成26年度）の結果」を更新	7月30日	12月22日	林業部門における「木材安定供給保証（ウッド・サポート5000）の取扱い開始」を更新	9月30日	「林業信用保証業務細則」を更新	3月30日	「木材の安定的供給を推進するための林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則の特例業務細則」を更新	3月30日	
区分	事項	掲載日																											
26年度	「農業信用保険、林業信用保証、漁業信用保険及び災害補償に係る業務実績」を更新	毎月中旬																											
	「東日本大震災に対処するための林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則の特例業務細則」を更新	4月4日																											
		3月30日																											
	「東日本大震災に関する情報」を更新	4月18日																											
		5月27日																											
		6月11日																											
	「農林漁業信用基金パンフレット」を更新	6月30日																											
	「林材業の業況動向調査（平成26年度）の結果」を更新	7月30日																											
		12月22日																											
	林業部門における「木材安定供給保証（ウッド・サポート5000）の取扱い開始」を更新	9月30日																											
「林業信用保証業務細則」を更新	3月30日																												
「木材の安定的供給を推進するための林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則の特例業務細則」を更新	3月30日																												
				○ 公表すべき事項12件すべて1週間以内に掲載した。																									

(2) 各業務において、保険引受等の情報・データの取りまとめ、基金協会等関係機関への提供、パンフレット等を活用したPR活動の推進などの情報提供に取り組む。

区分	事項	基準日	掲載日
26年度	「役員の状況」の変更	4月1日	4月2日
	「就業規則」の変更	4月1日	4月2日
	「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書」の変更	4月1日	4月2日
	「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書別表1の(注)(1)、(2)及び(3)の規定に基づく資金の指定について」の変更	4月1日	4月2日
	平成26年度年度計画	3月28日	4月2日
	平成25事業年度年度事業報告書	8月29日	8月29日
	平成25事業年度財務諸表	8月29日	8月29日
	独立行政法人農林漁業信用基金の平成25事業年度における業務の実績に関する評価の結果（財務省独立行政法人評価委員会による評価）	9月1日	9月1日
	独立行政法人農林漁業信用基金の平成25事業年度における業務の実績に関する評価の結果（農林水産省独立行政法人評価委員会による評価）	9月4日	9月4日
	「役員に対する給与及び退職手当の支給基準」の変更	12月1日	12月1日
	「職員に対する給与及び退職手当の支給基準」の変更	12月1日	12月1日
	平成27年度年度計画	3月31日	3月31日

- 26年度のウェブサイトアクセス件数（トップページに最初に訪れた件数）は、65,531件（25年度72,876件）であった。
 なお、利用者からの要望、意見等はなかった。

○アクセス件数 (単位：件)

区分	25年度	26年度	前年度実績に対する進捗率 (B/A)	(参考)			
	(A)	(B)		21年度	22年度	23年度	24年度
アクセス件数	72,876	65,531	89.9%	81,596	55,062	55,211	57,888

- 各業務における関係機関等への主な情報提供は以下のとおりである。
 (農業信用保険業務)

- ・ 9月に25年度の農業信用保険事業の動向を取りまとめた「農業信用保証保険年報」を作成し、関係機関に配布した。
- ・ 1月に基金協会が行う保証業務と信用基金が行う保険業務、融資業務及び農業信用保証保険制度の参考資料を取りまとめた「農業信用保証・保険業務要覧」を発行し、基金協会等関係機関へ配布した。

(林業信用保証業務)

- ・ 4月に26年度版パンフレットを作成し、ウェブサイトに掲載するとともに会議等において活用する等、情報提供に努めた。
- ・ 5月に広く国民一般に対し基金制度を周知するため、農林水産省・林野庁主催の「緑のフェスティバル」に参加し、情報提供に努めた。
- ・ 7月に「都道府県林業信用保証担当者及び相談員会議」を開催し、基金制

度、震災保証の周知徹底、林業金融予算等につき情報提供に努めた。

- ・ 9月に「10月から「木材安定供給保証(ウッド・サポート5000)」の取扱い開始」についてウェブサイトに掲載した。
- ・ 12月に「年末年始の営業時間について」をウェブサイトに掲載した。
- ・ 以下のとおり、相談窓口を設置し、ウェブサイトに掲載した。

7月	「26年7月の台風第8号及び梅雨前線等による災害に伴う相談窓口の設置について」
8月	「26年台風第12号及び第11号に伴う被害による相談窓口の設置について」
10月	「原材料・エネルギーコスト高に係る相談窓口の設置について」
	「平成26年台風第18号及び第19号に伴う被害による相談窓口の設置について」
12月	「年末金融の相談窓口の設置について」

- ・ 26年度より、以下のとおり、関係団体と情報交換会を実施し、各団体の下部組織である組合及び末端の事業者への保証利用促進を図った。また、林業界の金融に係る情報共有のため、日本政策金融公庫と情報交換会を実施した。

11月	全国素材生産業協同組合連合会
12月	日本合板工業組合連合会、日本集成材工業協同組合、全国木材チップ工業連合会、全国木造住宅機械プレカット協会
	全国森林組合連合会、全日本木材市場連盟
2月	日本政策金融公庫
	日本合板工業組合連合会、日本集成材工業協同組合、全国木材チップ工業連合会
3月	全国素材生産業協同組合連合会、全日本木材市場連盟、全国木造住宅機械プレカット協会
	全国森林組合連合会

(漁業信用保険業務)

- ・ 事業概要を取りまとめた「業務報告書」を作成し、10月に基金協会をはじめ関係機関に配布した。
- ・ 11月に、漁業信用保証保険事業の動向や当該年度の特徴を取りまとめた「業務統計年報(漁業信用保険業務)」を発行し、基金協会等関係機関へ配布した。

(農業災害補償関係業務)

- ・ NOSAIイントラネットを活用して、
 - ① 9月に信用基金の業務概要について周知を行ったほか、貸付けに係る事

				<p>務手続きについても掲示した。</p> <p>② 10月及び11月に農業共済団体等（連合会及び組合等）の財務状況調査結果を掲示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1月に信用基金の業務統計や農業共済団体等の財務状況調査結果を収録した「農業共済財務主要統計」を作成し、農業共済団体他関係機関に配布した。 <p>(漁業災害補償関係業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の概況や貸付・回収状況等を取りまとめた「業務報告書」及び農業共済団体の概況等を取りまとめた「業務統計年報」を作成し、10月に漁業共済団体、都道府県及び関係機関に配布した。
--	--	--	--	---

年度評価項目別評定調査（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-2	国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映（業務内容等に応じたセグメント情報の開示を徹底）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	指標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
② 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	(2) 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	(3) 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、ホームページを活用して、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 財務内容等の透明性が確保できているか	<主要な業務実績> (2) 業務内容等に応じたセグメント情報の開示を徹底 ○ 財務内容等の一層の透明性を確保するため、26年8月29日にウェブサイトにおいて、以下の情報を掲載した。 ① 財務諸表について、セグメントごとの財務諸表と併せて、決算概要を説明した資料 ② 決算情報について、経年比較や財務分析指標 ③ 事業報告書について、セグメント事業損益の経年比較・分析、セグメント総資産の経年比較・分析、セグメントごとの財源構造、セグメントごとの財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明	<自己評価> 評定：B ウェブサイトにおいて、決算情報・業務内容に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を行っていることを踏まえ、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、決算情報・セグメント情報を適切に開示し、財務内容等の透明性を確保する。

年度評価項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-2	国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映（利用者意見の業務運営への適切な反映、苦情への適切な対応）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	指標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
③ 信用基金の利用者の意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。	(3) アンケート調査等の実施により、信用基金の利用者の意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、苦情への適切な対応を行う。	(4) アンケート調査等の実施により、信用基金の利用者の意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、独立行政法人農林漁業信用基金苦情対応要領に基づき、苦情への適切な対応を行う。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 利用者のニーズを的確に把握し、質の高いサービス提供に繋がっているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(3) 利用者意見の業務運営への適切な反映、苦情への適切な対応</p> <p>○ 各業務における関係機関へのアンケート調査等による意見の収集は以下のとおりである。</p> <p>(農業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業信用保険業務に関する重要事項の説明や業務に対する意見を聴くために、政府以外の出資者である基金協会及び農林中央金庫を構成員とする「農業信用保険運営協議会」を26年6月及び27年3月に開催し、信用基金の25年度決算、27年度の年度計画(案)及び業務の現況等について説明を行った。 25年11月からの大雪被害に伴い、今後の業務運営に資するため、経営再建等に要する農業資金等の保証引受見込額及び代位弁済見込額について、全国47都道府県基金協会に対し調査を26年6月に実施した。 この調査結果を受けて、被害を受けた県域に係る現地調査及び会議の開催に要した費用の一部を助成するため、「平成25年11月からの大雪被害に対する経費助成要領」を26年7月29日に制定し、17協会宛に通知した。 26年11月に基金協会の保証利用の現状とその動向を把握するため「保証引受等基本動向調査」を実施するとともに、農協及び銀行等金融機関に対して、保証・保険制度、農業融資に対する意識等を把握するため「金融機関貸出等に関する基本動向調査」を実施した。調査結果については、報告書として取りまとめ、翌年度の基金協会との現地協議の際の保証引受伸長に係る協議項目に盛り込む等業務遂行の参考にするとともに、27年3月に基金協会、調査対象融資機関等に配布し、広く情報の共有化を図った。 <p>(林業信用保証業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 林業信用保証業務に関する重要事項の説明や業務に対する意見を聴くために、政府、都道府県以外の出資者の組織する林業関係中央団体である(一社)全国木材組合連合会等8団体及び農林中央金庫を構成員とする「林業信用保証連絡協議会」を26年4月に開催した。 	<p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>各種会議における意見交換やアンケート調査により、利用者等から意見を収集し、業務の参考としている。また、苦情への適切な対応を行ったことから、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>各種会議における意見交換やアンケート調査における利用者からの意見を業務改善に活用するよう努める。また、苦情が発生した際には適切に対応するよう努める。</p>

- ・ 26年6月及び11月に林業者等を対象に「林材業の業況動向調査」を実施（26年6月の調査結果は7月に公表し、11月の調査結果は12月に公表した。）した。これは、6月及び11月時点での関係業界における売上げ、純利益、資金繰り、設備投資等の現況・見通し及び実績を把握するものである。

調査結果については、資金需要に応じた保証拡大に向けての業務の参考にするとともに、信用基金職員が、都道府県開催の連絡協議会に説明者として出向いた際に直近の「林材業の業況動向調査結果の概要」（冊子）を使用し、業界全体の動向を紹介する等、林業信用保証制度の普及に寄与している。加えて、ウェブサイトに掲載するほか、保証利用者、都道府県等に配布して広く情報の共有を図っている。

なお、11月の調査では、26年10月より実施されている「木材安定供給保証（ウッド・サポート5000）」のパンフレットを同封し、林材業者の要望等の特別調査を行った結果、要望の中には、「詳細を知りたい」や「利用できるように指導してほしい」など、同保証の利用に対して前向きな意見もあったことから、ブロック会議、連絡協議会、現地調査などにおいて、信用基金の保証制度や木材安定供給保証の一層の周知を図った。

（漁業信用保険業務）

- ・ 漁業信用保険業務に関する現況等の説明や業務に対する意見を聴くために、（一社）漁業信用基金中央会、農林中央金庫等を構成員とする「漁業信用保険連絡協議会」を26年7月に開催し、信用基金からは25年度決算や漁業信用保険業務の現況等について説明し、意見交換を行った。出席者からは広域合併への取組など最近の基金協会事情、漁業就業者確保対策等について情報提供があり、意見交換が行われた。
- ・ 10～11月に開催された基金協会主催のブロック会議に出席し、大口保険引受協議案件の拡大についての協議等を実施し、各協会の理解を得た。

（農業災害補償関係業務）

- ・ 農業災害補償関係業務に関する重要事項の説明や業務に対する意見を聴くために、政府以外の出資者である農業共済組合連合会等の代表、（社）全国農業共済協会及び学識経験者を構成員とする「農業災害補償運営協議会」を26年6月及び27年3月に開催し、25年度決算、27年度年度計画案、業務方法書変更案及び独立行政法人制度改革について説明し意見交換を行った。
- ・ 農業共済団体等の財務状況調査集計に関するアンケートを27年1月に実施し、当該調査対象となる農業共済組合等の合併状況等や調査手法等に係る改善要望等を聴取した。聴取した改善要望等については、27年度と同調査の作業計画や調査手法の見直し等の参考にしている。

（漁業災害補償関係業務）

- ・ 漁業共済団体に対して共済金支払資金に係る借入実績、借入条件及び漁業災害補償関係業務に係る改善要望についてのアンケート調査を27年1月に実施した。漁業共済団体からの要望等はなかった。

- | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | | <ul style="list-style-type: none">○ 26年9月29日に苦情対応要領を改正し、苦情と判断すべき事例を具体的に記載することで、信用基金における苦情の定義の明確化を図った。○ 26年度において、林業信用保証業務に関して受けた苦情1件（高知県の出資者）については、適切に対応し解決済である。 | |
|--|--|--|--|--|--|

年度評価項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-2	国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映（職員の勤務条件の公表）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	指標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
④ 特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。	(4) 特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。	(5) 職員の勤務時間その他の勤務条件を規定した就業規則を公表する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 改正後速やかに公表しているか	<主要な業務実績> (4) 職員の勤務条件の公表 ○ 改正の都度、ウェブサイトで公表している（最新27年4月1日付）。	<自己評価> 評定：B 改正の都度、速やかに公表しており、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、改正後速やかに公表する。

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-1	適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定（保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し（農業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務収支（百万円） （A-B）	—	—	971	2,247	2,985	1,917	3,035	
収益合計（A）	—	—	6,957	7,423	7,613	7,049	6,397	
政府事業交付金収入	—	—	82	644	1,146	732	564	
事業収入	—	—	6,875	6,779	6,467	6,317	6,397	
┆ 保険料収入	—	—	3,757	3,660	3,557	3,469	3,433	
┆ 回収金収入	—	—	3,118	3,119	2,910	2,848	2,963	
費用合計（B）	—	—	5,986	5,176	4,628	5,131	3,926	
事業費	—	—	5,986	5,176	4,628	5,131	3,926	
┆ 保険金	—	—	5,986	5,176	4,628	5,131	3,926	

注）政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
第4 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 ① 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会におい	第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、	第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 このため、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・	<主な定量的指標> 収支 <その他の指標> なし <評価の視点> 業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえた料率の見直しは行われているか	<主要な業務実績> 第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し（農業信用保険業務） 27年3月に保険料率算定委員会を開催し、「20年7月に改定した保険料率の基礎とした理論値」と「25年度保険事業実績を踏まえて算定した理論値」を比較検証した結果、農業経営維持資金等において乖離がみられたが、 ① 畜産関係の特別対策や金融円滑化法による今後の影響、また、近年における保証人や担保に依存しない融資・保証の取組みの推進（経営者保証ガイドラインの策定（25年12月））が保険金回収等に与える影響も考慮する必要があり ② 現行保険料率は、収支均衡料率を前提にしているが、農業者の負担軽減の観点から収支均衡料率までの引上げを行わなかった資金や、全体で収支均衡とするため料率を据置いた資金もあることから、現段階において保険料率を変更することは適当ではないと考える、とした。 また、信用リスクに応じた段階別保証・保険料率導入の検討経過について報告し、27年度から農業関係資金について、スコアリング評価による信用リスクに応じた保険料率を導入するが、今後、さらに信用リスク評価の精緻な計測に	<自己評価> 評定：B 現行料率の基礎となった「20年7月に改定した保険料率の基礎とした理論値」と「25年度保険事業実績を踏まえて算定した理論値」について比較検証をするとともに、農業信用保険制度を巡る状況を踏まえて料率の見直しの必要性を検討したことからBとする。 <課題と対応> 27年度から農業関

<p>て保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時まで平成24年度比で1.6%の増を目指す。</p>	<p>料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時まで平成24年度比で1.6%の増を目指す。</p>	<p>保証料率の見直しを行う。</p>		<p>向けた検討を行う必要があるため、これについては外部専門家の知見を活用して行うことが妥当とした。</p>	<p>係資金について、スコアリング評価による信用リスクに応じた保険料率を導入するが、今後、さらに信用リスク評価の精緻な計測に向けた検討を行う。</p>
---	---	---------------------	--	--	---

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-1	適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定（保証料率算定委員会における保証料率水準の点検及び必要に応じた見直し（林業信用保証業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務収支（百万円） （A-B）	—	—	346	139	▲546	▲105	173	
収益合計（A）	—	—	1,708	1,961	1,798	1,320	753	
政府事業交付金収入	—	—	562	1,062	1,048	446	134	
事業収入	—	—	1,146	899	750	874	619	
┆保証料収入	—	—	602	486	411	362	344	
┆求償権回収収入	—	—	544	413	339	512	275	
費用合計（B）	—	—	1,362	1,822	2,344	1,425	581	
事業費	—	—	1,362	1,822	2,344	1,425	581	
┆代位弁済費	—	—	1,362	1,822	2,344	1,425	581	

注）政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
第4 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 ① 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会におい	第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、	第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 このため、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・	<主な定量的指標> 収支 <その他の指標> なし <評価の視点> 業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえた料率の見直しは行われているか	<主要な業務実績> (2) 保証料率算定委員会における保証料率水準の点検及び必要に応じた見直し（林業信用保証業務） 27年3月に保証料率算定委員会を開催し、19年の保証料率改定時の考え方に即して、現行の保証料率の点検とその妥当性の検討をした。 この結果、収支相等を図る上での保証料率を算出したが、信用基金は、経営基盤の脆弱な林業者等の資金の円滑化を図るという政策的役割を有しており、その役割を十全に果たすためには、政府からの交付金を受け入れつつ、保証料率を林業者等の過度な負担とならないような水準にすることが重要である。こうした中で林材業界を取り巻く経営環境や東日本大震災復興支援等の観点を踏まえると、試算した保証料率を実際に適用することは現実的ではなく、被保証者の保証料負担がこれ以上増えないよう、現行の保証料率の体系及び水準を維持することが重要であると判断し、当面は信用保証の需要、代位弁済及び財務状況等の動向を注視していく方向で対応する方針とした。	<自己評価> 評定：B 業務実績のとおり、業務収支の状況や代位弁済等の発生状況を踏まえた保証料率の点検、見直しの検討を行ったことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、保証料率を林業者等の特性を踏まえたリスクを勘案した適切な水準とするため、保証料率算定委員会において保証料率の水準を点検し、必要に応じた見直

<p>て保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時までに平成24年度比で1.6%の増を目指す。</p>	<p>料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時までに平成24年度比で1.6%の増を目指す。</p>	<p>保証料率の見直しを行う。</p>			<p>しを行う。</p>
--	--	---------------------	--	--	--------------

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-1	適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定（保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し（漁業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務収支（百万円） （A-B）	—	—	79	1,519	756	945	617	
収益合計（A）	—	—	2,471	8,619	2,606	2,584	2,670	
政府事業交付金収入	—	—	630	6,525	822	606	709	
事業収入	—	—	1,841	2,094	1,784	1,978	1,961	
┆ 保険料収入	—	—	964	1,010	1,072	1,042	985	
┆ 回収金収入	—	—	877	1,084	712	936	975	
費用合計（B）	—	—	2,392	7,100	1,850	1,639	2,053	
事業費	—	—	2,392	7,100	1,850	1,639	1,810	
┆ うち保険金	—	—	2,392	7,100	1,850	1,639	1,810	

注）政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
第4 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 ① 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会におい	第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、	第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 このため、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・	<主な定量的指標> 収支 <その他の指標> なし <評価の視点> 業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえた料率の見直しは行われているか	<主要な業務実績> (3) 保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し（漁業信用保険業務） 27年3月に開催された漁業信用保険料率算定委員会において、直近改定時の料率の基礎となった理論値（19年度理論値）と25年度保険事業を加えて算定した理論値（26年度理論値）を比較検証した結果、改定時と乖離が見られる資金があるが、政策的背景による料率維持や特別対策効果による保険金支払の漸減、漁業経営を巡る厳しい情勢（燃油、魚粉等の資材コスト、高船齢化など）を踏まえると、現段階においては、保険料率を引き上げることは適当ではないと考えられた。	<自己評価> 評定：B 現行保険料率の設定の基礎となった19年度理論値と26年度理論値を比較したうえで政策的背景や近年の情勢を踏まえた経済対策の効果や料率変更を検討していることから、Bとする。 <課題と対応> 漁業経営を取り巻く環境の変動に注視しつつ、事故率、回収率の変化、保証保険業務の収益性等を精査し、適

<p>て保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時までに平成24年度比で1.6%の増を目指す。</p>	<p>料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時までに平成24年度比で1.6%の増を目指す。</p>	<p>保証料率の見直しを行う。</p>			<p>正な保険料率の見直しに努める。</p>
--	--	---------------------	--	--	------------------------

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-1	適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定（業務収支の黒字化に向けた保証料収入の増（平成24年度対比1.6%増）（林業信用保証業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保証料収入計画(百万円) (A)	24年度対比1.6%増	(443) (24年度見込額)	387	437	441	445	450	
保証料収入実績(百万円) (B)	—	411	362	344				
達成率 (B/A)	—	—	93.5%	78.7%				

評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務収支 (百万円) (A-B)	—	▲546	▲105	173				
収益合計 (A)	—	1,798	1,320	753				
政府事業交付金収入	—	1,048	446	134				
事業収入	—	750	874	619				
┆保証料収入	—	411	362	344				
┆求償権回収収入	—	339	512	275				
費用合計 (B)	—	2,344	1,425	581				
事業費	—	2,344	1,425	581				
┆代位弁済費	—	2,344	1,425	581				

注) 政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
第4 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 ① 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。	第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した	第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設	<主な定量的指標> 保証料収入、業務収支 <その他の指標> なし <評価の視点> 業務収支の黒字化のため、保証料収入の目標を達成しているか	<主要な業務実績> (4) 業務収支の黒字化に向けた保証料収入の増（平成24年度対比1.6%増）（林業信用保証業務） ○ 継続的に長期資金の償還が進んでいることに加え、景気対策の浸透による経営環境の改善によって長期資金・短期資金ともに全体的に保証引受けが大幅に減少したことから、26年度の保証料収入は3億44百万円（25年度3億62百万円）となり、達成率は78.7%（25年度93.5%）となった。 (参考) 24年度予算額を基に試算した26年度目標額は、392百万円（実績額ベースでは405百万円）であり、達成率は87.8%（実績額ベースでは85.0%）である。 ○ 引受審査の厳格化、モラルハザード対策の実施等については、第1の1の(3)	<自己評価> 評定：C 保証料収入達成率は78.7%であったものの、債務保証審査協議会における厳格な審査や木材安定供給保証（ウッド・サポート5000）の創設などによる優良保証の

<p>その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時まで平成24年度比で1.6%の増を目指す。</p>	<p>適切な水準に設定する。 その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時まで平成24年度比で1.6%の増を目指す。</p>	<p>定する。 このため、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。</p>		<p>「事業費の削減に向けての取組(林業信用保証業務)」を参照</p>	<p>確保、部分保証の拡大によるモラルハザード対策を着実に実施したことにより、代位弁済額は抑制され、業務収支の黒字化を達成したことを踏まえ、Cとする。</p> <p><課題と対応> 26年度は業務収支黒字化を達成したものの、第3期中期目標期間終了時に黒字化を達成できるよう引き続き審査の厳格化や木材安定供給保証(ウッド・サポート5000)などニーズに応じた保証の推進を図るとともに、今後は融資機関への制度周知や現地訪問などを積極的に行い、保証獲得による保証料収入の増加に努める。</p>
---	---	--	--	-------------------------------------	---

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-1	適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定（適切な貸付金利の設定（農業・漁業信用保険業務））

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標		達成目標	(参考) 前中期目標期間目 標値	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(農業信用保険業務)									
長期資金	貸付金利	—	—	0.0175～0.054%	0.015～0.023%	0.016%	0.0155%	0.0155%	
	貸付件数	—	—	208件	178件	115件	73件	116件	
短期資金	貸付金利	—	—	0.016～0.032%	0.013～0.016%	0.0125～0.016%	0.0125%	0.0125%	
	貸付件数	—	—	88件	70件	58件	54件	47件	
(漁業信用保険業務)									
長期資金	貸付金利	—	—	0.0175～0.0465%	0.0135～0.022%	0.013～0.016%	0.013～0.0155%	0.013～0.0155%	
	貸付件数	—	—	350件	318件	350件	318件	160件	
短期資金	貸付金利	—	—	0.016～0.026%	0.013～0.0155%	0.0125～0.013%	0.0125%	0.0125%	
	貸付件数	—	—	8件	12件	8件	7件	7件	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
② 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	(2) 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	(2) 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	<p><主な定量的指標> 貸付金利</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 貸付金利は、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準であるか</p>	<p><主要な業務実績> (5) 適切な貸付金利の設定（農業・漁業信用保険業務）</p> <p>○ 基金協会の保証能力の維持増大及び保証債務の円滑な履行に資するために行っている融資資金については、基金協会が流動性のある預金等で管理していることから、利率は、日本銀行公表の「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間ごとの利率に2分の1を乗じて得た利率である。</p> <p>(農業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期資金：貸付金利 0.0125% 貸付件数47件 (25年度：貸付金利 0.0125% 貸付件数54件) ・長期資金：貸付金利 0.0155% 貸付件数116件 (26年10月1日貸付) (25年度：貸付金利 0.0155% 貸付件数73件 (25年10月1日貸付)) <p>(漁業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期資金：貸付金利0.0125% 貸付件数7件 (25年度：貸付金利0.0125% 貸付件数7件) ・長期資金：貸付金利 0.013%、0.0155%、貸付件数160件 (26年度貸付) なお、26年度に開催した漁業信用保険業務あり方検討会において、現行の貸付金利水準が適当であるとしたところである。 	<p><自己評価> 評定：B 貸付金利の設定等について適切な水準かどうかを検討しており、Bとする。</p> <p><課題と対応> 市中金利や基金協会の業況を踏まえ、適切な貸付金利を設定する。</p>

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-1	適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定（適切な貸付金利の設定（農業・漁業災害補償関係業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間目 標値	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(農業・漁業災害補償)								
3月以内	—	—	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	
3月超6月以内	—	—	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	
6月超1年以内	—	—	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
② 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	(2) 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	(2) 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	<p><主な定量的指標> 貸付金利</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 貸付金利は、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準であるか</p>	<p><主要な業務実績> (6) 適切な貸付金利の設定（農業・漁業災害補償関係業務）</p> <p>○ 農業共済団体等及び漁業共済団体に対して行う資金の貸付は、共済金等の支払のセーフティネットとして行っていることから、市中金利の動向として日本銀行公表の「貸出約定平均金利（都市銀行・短期・新規）」の水準等を参考にし以下の利率で貸付を行っている。</p> <p>3月以内 0.3%</p> <p>3月超6月以内 0.5%</p> <p>6月超1年以内 0.8%</p>	<p><自己評価> 評定：B 市中金利を参考とし、適切な水準かどうかを確認しており、Bとする。</p> <p><課題と対応> 市中金利等を踏まえ適切な貸付金利を設定する。</p>

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-2	引受審査の厳格化等（基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組（農業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間目 標値	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保証要綱等改正協議	—	—	107件	192件	193件	167件	248件	
うち東日本大震災資 金に係るもの	—	—	—	75件	13件	4件	2件	
大口保険引受事前協議	—	—	534件	333件	357件	320件	332件	
大口保険金請求事前協議	—	—	26件	24件	21件	23件	14件	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
2 引受審査の厳格化等 ① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を引き続き実施するとともに、審査を厳格化する観点から、事故率の高い資金等を中心に、事前協議対象を拡大する。	2 引受審査の厳格化等 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を引き続き実施するとともに、審査を厳格化する観点から、速やかに基金協会と協議の上、事故率の高い資金等を中心に、事前協議対象を拡大する。	2 引受審査の厳格化等 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を引き続き実施するとともに、事故率の高い資金等の事前協議の対象範囲の拡大について、引き続き、基金協会と検討・協議を行う。	<主な定量的指標> 協議実績件数 <その他の指標> なし <評価の視点> 基金協会との協議を適切に実施するとともに、対象範囲の拡大は行われたか	<主要な業務実績> 2 引受審査の厳格化等 (1) 基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組（農業信用保険業務） ○ 保証要綱等の制定・改定（248件）について、基金協会からの提出資料又は対面により協議を実施した（25年度167件）。 ○ 大口保険引受案件の事前協議 ・ 大口保険引受案件（332件（条件変更を含む））について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した（25年度320件）。このうち、基金協会との対面での協議は17件であった（25年度22件）。対面に要した日数等は次のとおりである（平均）。 ① 人数：相手方2人、当方3人 ② 1回当たりの協議時間：2時間 ③ 1案件当たりの協議回数：1～2回、その後、電話、書面及び電子メールにより協議 ・ 事前協議については、被保証人の財務内容、資金の償還可能性等を総合的に勘案した協議を実施しており、大口保険引受案件事前協議332件（条件変更を含む）のうち、取り下げは5件であった（25年度11件）。 ○ 部分保証の実施 ・ 大口保険引受案件事前協議264件（条件変更を除く）のうち部分保証の対象となる大家畜特別支援資金7件、畜産経営改善緊急支援資金27件、農業経営負担軽減支援資金2件について、部分保証が実施されていることを確認した（25年度は大家畜特別支援資金4件、畜産経営改善緊急支援資金20件、農業	<自己評価> 評定：A 要綱協議や事前協議を着実に実施したことに加え、基金協会と検討のうえ、26年10月以降長期の農業経営改善資金について対象範囲の拡大を実施したことから、Aとする。 <課題と対応> 引き続き要綱協議や事前協議を実施するとともに、必要に応じ事前協議の対象範囲拡大について関係機関と検討を行う。

経営負担軽減支援資金1件)。

○ 大口保険引受案件の事前協議範囲拡大の取組

- ・ 大口保険引受案件事前協議の対象範囲の見直しについて、全国専門部会で専門的な見地から検討した。

その結果、事故率が高く、保険収支の悪い、長期の農業経営改善資金を対象として、「保険関係が成立している保証に係る本資金の元本額の合計額が5千万円以上である者を大口保険被保証者とし、当該大口保険被保証者に対する本資金の元本につき保険価額が1千万円以上の保険関係が成立する保証及び本資金の元本につき保険価額が1千万円以上の保険関係が成立する保証であって、当該保証をすることにより、その被保証者が大口保険被保証者に該当することとなる保証」について、事前協議の対象範囲を26年10月より拡大した(26年度において、7件の事前協議を実施)。

- ・ 26年度における検討状況は以下のとおり。

26年5月12日 全国専門部会 「大口保険保証事前協議の対象範囲の見直し」について検討。

5月26日 全国専門部会 各基金協会からの意見を踏まえて、「大口保険保証事前協議の対象範囲の拡大について(案)」を取りまとめ。

6月2日 事業・組織問題検討会・6月10日 全国常務者会議
全国専門部会における検討経過を報告、前記取りまとめ(案)について了承を得る。

7月8日 農業保険取扱要領の一部改正
(26年10月1日以降に新たに保証申込みを受け付けた案件より実施)。

○ 大口保険金請求案件の事前協議

- ・ 大口保険金請求案件(14件)について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した(25年度23件)。このうち、基金協会との対面での協議は2件であった(25年度3件)。
- ・ 事前協議については、記載事項の検証や保険金請求をしようとする額の妥当性等について審査を行い、基金協会による適切な代位弁済の実施を図っており、免責に該当するものはなかった。

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-2	引受審査の厳格化等（基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組（漁業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間目 標値	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
大口保険引受事前協議	—	—	52件	51件	58件	81件	88件	
大口保険金請求事前協議	—	—	215件	215件	33件	48件	45件	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
2 引受審査の厳格化等 ① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を引き続き実施するとともに、審査を厳格化する観点から、事故率の高い資金等を中心に、事前協議対象を拡大する。	2 引受審査の厳格化等 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を引き続き実施するとともに、審査を厳格化する観点から、事故率の高い資金等を中心に、事前協議対象を拡大する。	2 引受審査の厳格化等 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を引き続き実施するとともに、事故率の高い資金等の事前協議の対象範囲の拡大について、引き続き、基金協会と検討・協議を行う。	<主な定量的指標> 協議実績件数 <その他の指標> なし <評価の視点> 基金協会との協議を適切に実施するとともに、対象範囲の拡大は行われたか	<主要な業務実績> (2) 基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組（漁業信用保険業務） ○ 大口保険引受案件の事前協議 ・ 大口保険引受案件（88件）について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した（25年度81件）。このうち、基金協会との対面での協議は5件であった（25年度15件）。 ・ 事前協議については、基金協会から提出された協議資料の内容について照会・確認しながら協議を実施し、当該基金協会との間で認識の共有、情報の蓄積に努めることにより審査の一層の効率化・厳格化を図っている。 ・ 事前協議について、保証保険取扱要領においては、基金協会は信用基金に「保証決定予定日の一月前までに」協議書を提出する旨が規定されているが、緊急保証に係る案件については、早急に対応できるよう1か月を切る案件においても協議の受付をする旨を基金協会に通知している（26年4月1日付け）。 ○ 大口保険引受案件の事前協議の範囲拡大への取組 ・ 大口保険引受案件の事前協議の対象範囲拡大について、（一社）漁業信用基金中央会及び水産庁との検討・協議を行った。 その結果、引受金額区分別にみた事故率の実績に基づき、事故率が特に高い資金である借替緊急融資資金のうち、保証の額が30万円を超えるものについて、事前協議の対象範囲を27年1月より拡大した（26年度において、1件の事前協議を実施）。 ・ 26年度における検討状況は以下のとおり。 26年5月1日 事故率が高い資金について実績の分析を行うとともに、基金協会との検討・協議の進め方について、協議を行った。 6月12日 引き続き、基金協会との検討・協議の進め方等について協議を行った。 7月30日 （一社）漁業信用基金中央会主催の「平成26年度第1回中小漁	<自己評価> 評定：A 大口保証引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議を着実に実施したことに加え、関係機関と協議、検討のうえ事前協議対象範囲の拡大も実施したことから、Aとする。 <課題と対応> 引き続き、大口保証引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議を着実に実施するとともに、必要に応じ対象資金等の拡大について関係機関と検討を行う。

				<p>業融資保証制度問題検討会」において、大口保証に係る事前協議対象の拡大（案）について説明を行った。</p> <p>（引受金額区別にみた事故率の実績に基づき、事故率が特に高い資金種類等である借替緊急融資資金を対象として、大口保証に係る事前協議の対象を、保証の額が30百万円を超えるものとする。）</p> <p>8月12日 大口保証に係る事前協議対象の拡大（案）に係る基金協会の意見等を募集する文書を発信した。</p> <p>9月18日 大口保証に係る事前協議対象の拡大（案）に係るすべての基金協会からの意見等の募集結果について、水産庁との協議を開始した。</p> <p>10月9日 漁業信用基金協会のブロック会議（東北・関東・東海、北陸 ～11月20日 ・山陰、山陽・四国、九州）において、大口保証に係る事前協議対象の拡大（案）に係るすべての基金協会からの意見等の募集結果について説明を行った。</p> <p>11月28日 漁業保証保険取扱要領の一部変更を行い、借替緊急融資資金について、大口保証に係る事前協議の対象を、保証の額が30百万円を超えるものとした（27年1月1日から実施。）。</p> <p>○ 大口保険金請求案件の事前協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口保険金請求案件（45件）について、基金協会からの提出資料によりすべて事前協議を実施した（25年度48件）。 ・ 事前協議については、記載事項の検証、代位弁済の妥当性及び回収見込み等について審査を行っており、免責に該当するものはなかった。
--	--	--	--	---

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-2	引受審査の厳格化等（保証審査・求償権管理回収に係る研修の実施）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間目 標値	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(農業信用保険業務)								
保証審査研修満足度	—	—	87.8%	90.0%	95.0%	90.0%	87.0%	
求償権回収研修満足度	—	—	96.0%	94.0%	90.0%	99.0%	96.0%	
(漁業信用保険業務)								
研修満足度	—	—	77.9%	86.4%	—	98.0%	80.0%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	(2) 信用基金職員及び基金協会職員向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。	(2) 信用基金職員及び基金協会職員向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。	<p><主な定量的指標> 研修満足度</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 受講者等のニーズを踏まえた研修となっているか</p>	<p><主要な業務実績> (3) 保証審査・求償権管理回収に係る研修の実施（農業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部講師等による保証審査実務担当者研修会を東京都のコープビルにて9月11～12日の2日間にわたり実施した（参加者：基金協会職員50名。参加率87%（41協会／47協会））。研修内容は、①動産担保・債権担保の法務と実務対応、②経営者保証に関するガイドライン等について、③農業資金の運転資金の審査上の留意点について、④大口保険保証事前協議対象範囲の見直し等について、⑤今年度より新たな試みとして、基金協会から講師を招き、基金協会の事例発表を行い、多くの研修生から、「内容も身近で興味深く聴講できた」との意見をもらっており、アンケートによる満足度は87%であった。今後も研修内容等の充実に向けた取組みを行っていく方針である。 外部講師（弁護士）等による求償権管理回収等事務研修会を東京都のコープビルにて10月2～3日の2日間にわたり実施した（参加者：基金協会職員52名。参加率96%（45協会／47協会））。研修内容は、①債権執行の実務、②最近の民法改正の動向、③求償権回収の事例研究、④基金協会における求償権回収の取り組みであり、求償権回収の事例研究ではグループ討議を取り入れたこともあり、アンケートによる満足度は96%であった。 上記研修については、基金協会のニーズも高く、継続希望もあることから、職員の資質向上に寄与しているものと考えられる。 <p>(林業信用保証業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部講師（林業・木材産業ジャーナリスト）による中小製材業に関する研修会（座学3回と現地調査2回で構成）を企画。本研修は、信用基金の主要な保 	<p><自己評価> 評定：B 参加者の満足度や研修に対するニーズは高く、資質向上にも寄与しているものと考えられることから、Bとする。</p> <p><課題と対応> 受講者等のニーズやその時々の方針を踏まえた研修内容を検討し、参加者の満足度や能力向上に資する研修を開催する。</p>

証先である中小製材業者に対する知見と取材・調査のノウハウ向上を図ることを目的として実施した。

第1回研修会（座学：中小製材業の実態及び事例の紹介）を東京都のコープビルにて12月9日に実施し、その後第2回研修会を27年1月27日、第3回研修会を3月5日に実施した（参加者：第1回24名、第2回19名、第3回23名）。

（漁業信用保険業務）

- 基金協会及び信用基金の職員を対象として、（一社）漁業信用基金中央会との共催で「全国研修会」を27年2月に東京で開催した。研修内容は、外部講師による「協会の会計処理について」であり、参加者は基金協会職員46名、参加率83%（35協会／42協会）であった。また、研修内容等についてアンケート調査を実施したところ、満足度は80%であった。なお、基金協会のニーズも高く、研修の継続希望もあることから、職員の資質向上に寄与しているものと考えられる。

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-2	引受審査の厳格化等（信用基金の相談機能の強化）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間目 標値	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(農業信用保険業務)								
保証保険に関する相談件数	—	—	29件	49件	57件	47件	57件	
大口保険引受案件等現地協議	—	—	6協会	5協会	11協会	13協会	12協会	
保険金支払・回収現地協議	—	—	9協会	10協会	8協会	9協会	9協会	
(林業信用保証業務)								
年末資金繰り相談	—	—	2件	1件	0件	0件	0件	
(漁業信用保険業務)								
保険金支払・回収現地協議	—	—	12協会	9協会	12協会	13協会	13協会	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	(3) 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。	(3) 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。	<p><主な定量的指標> 相談・協議件数</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 利用者が相談し易い体制が整備され、相談機能の強化が図られているか</p>	<p><主要な業務実績> (4) 信用基金の相談機能の強化 (農業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電話等により随時、基金協会からの保証保険に関する相談に対応し、主要相談件数は57件であった（25年度47件）。 ○ 現地協議・個別協議 <ul style="list-style-type: none"> ① 大口保険引受案件等についての経営状況及び期中管理等を把握するため、9～11月にかけて12協会で行った現地協議を実施した（25年度13協会）。 ② 保険金の支払・回収に関しては、求償権の管理・回収等の強化及び事故防止等を図るため基金協会との現地協議を9～10月にかけて9協会で行った（25年度9協会）。 ③ 上記①、②のほか、保険金の支払・回収に関する基金協会からの申し出に基づく基金協会との個別協議については11協会実施した（25年度18協会）。 <p>(林業信用保証業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 26年度も引き続き、東日本大震災復旧等緊急保証等について保証課内で相談窓口を常時開設した。また、林野庁各課との勉強会への参加、研修等による職員の専門性の向上を図るとともに、相談機能の強化に努めている。 	<p><自己評価> 評定：B 現地協議や基金協会からの申し出に基づく個別協議を実施するとともに、適宜相談窓口を解説し、信用基金の相談機能の強化を図ったことから、Bとする。</p> <p><課題と対応> 引き続き、基金協会等関係機関が相談しやすい体制で取り組み、信用基金の相談機能の強</p>

				<p>また、26年7月10日には台風第8号及び梅雨前線等、8月14日には台風11号及び12号による被害、10月には原材料・エネルギーコスト高、台風18号及び19号による被害、そして12月には年末金融の相談窓口を開設し、ウェブサイトに掲載した。</p> <p>(漁業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大口保険引受案件について、基金協会の個別協議（大口保険引受に係る事前協議88件）を実施し、引き続き信用基金の相談機能の強化を図っている。 ○ 保険金の支払について、大口保険金請求に係る事前協議を45件実施した（25年度48件）。 ○ 求償権の管理・回収の強化等を図るため、求償権を有する38の基金協会から、26年3月末時点の「求償権分類管理表」の提出を受け、これに基づき求償権回収方針や求償債務者の現況等に係る現地協議を13協会で実施し（25年度13協会）、さらに26年9月末時点の「求償権回収進捗状況表」の提出を受けて、求償権回収の進捗に係る個別協議を23協会で実施した（25年度25協会）。また、基金協会の申出に基づく個別協議を8協会で実施した（25年度6協会）。 	<p>化を図る。</p>
--	--	--	--	--	--------------

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-2	引受審査の厳格化等（林業信用保証業務における審査の厳格化、債務保証先のフォローアップ）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保証審査件数 (条件変更含む)	—	2,358件	2,071件	1,944件	1,765件	1,800件	1,680件	
うち審査協議件数	—	662件	427件	429件	632件	466件	385件	
うち取り下げ等件数	—	127件	92件	89件	93件	93件	74件	
保証引受件数 (条件変更除く)	—	1,894件	1,731件	1,562件	1,359件	1,380件	1,235件	
うち部分保証	—	288件	319件	355件	277件	315件	321件	
部分保証割合	—	15.2%	18.4%	19.1%	20.4%	22.8%	26.0%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
② 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、木材関係団体を通じた優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保、金融機関との情報共有の取組を講ずるほか、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について専門家を交えた経営診断・指導等を引き続き実施する。また、中期目標期間中に部分保証を拡充するなど、収支均衡に向けて引き続き取り組む。	(4) 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、木材関係団体を通じた優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保、金融機関との情報共有の取組を講ずるほか、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について専門家を交えた経営診断・指導等を引き続き実施する。また、中期目標期間中に部分保証の拡充、審査の厳格化などの多様な手法により収支均衡に向けて引き続き取り組む。	(4) 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、木材関係団体を通じた優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保、金融機関との情報共有の取組を講ずるほか、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について専門家を交えた経営診断・指導等を引き続き実施する。また、中期目標期間中に部分保証の拡充、審査の厳格化などの多様な手法により収支均衡に向けて引き続き取り組む。	<p><主な定量的指標> 審査件数</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 収支均衡に向けた取組は実施されているか</p>	<p><主要な業務実績> (5) 林業信用保証業務における審査の厳格化、債務保証先のフォローアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引受審査の厳格化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体の審査件数1,680件（条件変更含む）のうち385件について、総括調整役（林業担当）等を構成員とする債務保証審査協議会に付議した（25年度は全体の審査件数1,800件のうち466件。この結果、財務内容不良、保全不足、資料不備等による取り下げ等は74件であった（25年度93件）。 ・ 保証引受審査に当たっては、定量要因について、当該申請企業の財務諸表（新規の者は直近3年分、継続利用の者は直近5年分、更に必要に応じて試算表徴求）を詳細に分析するとともに、場合によって当該企業の取扱融資機関へのヒアリングも行いながら、信用基金が保有する資産査定データ等も活用して的確に評価している。 さらに、定性要因について、林業・木材産業者等の特性を踏まえ、規模・生産性・経営体制・品質管理・融資機関の融資姿勢等の要因の分析を厳格に行っている。 これにより、新規・増額・財務内容不良案件等について、債務保証審査協議会で、業況や財務状況の今後の見通し、担保等による保全の可否等を踏まえた厳格な保証審査を引き続き行っている。 ・ 26年4月より、審査体制を強化するため、大口案件やグループ企業に関する案件を重点的に審査する情報分析職を配置し、審査機能の強化を図っている。 ○ 部分保証の実施 26年度の保証引受1,235件（条件変更除く）のうち、321件について部分保証 	<p><自己評価> 評定：B 保証の引受件数が減少したため審査件数は減少したが、債務保証審査協議会で十分な審査協議を行ったことから、Bとする。</p> <p><課題と対応> 引き続き、厳格な審査や部分保証の引受等、収支均衡に向けた取組に努めるとともに、バンクミーティング等に参加し、融資機関との連携強化を図り、被保証者の支援に協力していく。</p>

(80%保証) を実施した (25年度の保証引受1,380件のうち部分保証315件)。

○ 適切な期中管理

既保証先の適切な期中管理等を目的とした現地での経営診断・指導 (現地調査等23件 (25年度24件))、経営悪化がみられる保証先についてバンクミーティングや再生支援協議会主催の会議への出席、金融機関協調支援の場合には信用基金も含めた態勢とする等、経営健全化への支援等の審査の厳格化に関連する取組みを引き続き行っている。

○ 優良事業体への保証利用促進の働きかけ等の取組

現地調査の際に訪問した融資機関 (26年度26店舗 (25年度10店舗)) に対し、林業者への融資状況を聴取り、保証利用促進のための働きかけを行った。今後、融資機関や関係団体等主催の制度説明会等への出席を通じて、さらなる保証利用促進の働きかけを行っていく。

○ 金融機関との情報共有への取組

保証審査時に融資機関への照会を行ったり、バンクミーティング (26年度6回 (25年度4回)) の開催時には積極的に参加する等、情報共有を図るよう努めた。

情報共有の結果、企業の現状や全金融債務の返済状況等が共有され、各融資機関の支援方針を基にした今後の返済計画等において、信用基金と関係機関との間で協調が図られている。

○ 専門家を交えた経営診断・指導等の実施

債権者集会 (26年度16回 (25年度6回)) に出席した際に、再生支援協議会や融資機関と協調し、場合によってはアドバイスを行った。また、現地調査の際に企業に対してアドバイスを行った。

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-3	モラルハザード対策（モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討（農業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間目 標値	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保険引受	—	—	76,133件	68,043件	68,592件	72,287件	68,944件	
うち部分保証	—	—	612件	314件	354件	168件	182件	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
3 モラルハザード対策 ① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、部分保証の拡充に関しても検討し、必要に応じて実施する。	3 モラルハザード対策 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、基金協会等との意見交換等の連携を深めながら部分保証の拡充についても検討し、必要に応じて実施する。	3 モラルハザード対策 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、基金協会等との意見交換等の連携を深めながら部分保証の対象とすべき資金等について検討する。	<主な定量的指標> 部分保証件数 <その他の指標> なし <評価の視点> モラルハザード防止について、現状の取組に加え、関係団体等と連携を図り新たな取り組みを検討しているか	<主要な業務実績> 3 モラルハザード対策 (1) モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討（農業信用保険業務） ○ モラルハザード対策として、19年度より農業経営負担軽減支援資金、畜特資金について借入者の負債比率に応じた部分保証を導入し、また、家畜飼料特別支援資金についても20年度から70%の部分保証を導入した。 さらに、25年度から貸付けが行われている(新)大家畜特別支援資金、(新)畜産経営改善緊急支援資金について、借入者の負債比率に応じた部分保証を導入した。 ○ 26年度はこれらの資金について、182件の部分保証を実施した(25年度168件)。 ○ 26年度においては、27年3月に「農業信用保証保険業務あり方検討会」を開催し、モラルハザード防止対策について検討した。その結果、基金協会において保険収支の悪化要因となっている資金に対する部分保証や、事故率の高い資金を中心に、代位弁済時に金融機関に対して負担措置を求めるペナルティー方式を導入するなど、かなりの対策が講じられているが、その効果も踏まえつつ、保険収支動向等を注視しながら引き続き検討していくこととした。	<自己評価> 評定：B 部分保証について適切に導入されており、また「農業信用保証保険業務あり方検討会」において、モラルハザード防止対策について検討を行ったことから、Bとする。 <課題と対応> 基金協会において部分保証や、ペナルティー方式を導入するなど、かなりの対策が講じられているが、今後も引き続き検討を行う。

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-3	モラルハザード対策（モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討（漁業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間目 標値	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保険引受	—	—	1,731件	4,465件	4,985件	5,283件	5,474件	
うち部分保証	—	—	319件	314件	0件	0件	0件	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
3 モラルハザード対策 ① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、部分保証の拡充に関しても検討し、必要に応じて実施する。	3 モラルハザード対策 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、基金協会等との意見交換等の連携を深めながら部分保証の拡充についても検討し、必要に応じて実施する。	3 モラルハザード対策 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、基金協会等との意見交換等の連携を深めながら部分保証の対象とすべき資金等について検討する。	<主な定量的指標> 部分保証件数 <その他の指標> なし <評価の視点> モラルハザード防止について、現状の取組に加え、関係団体等と連携を図り新たな取り組みを検討しているか	<主要な業務実績> (2) モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討（漁業信用保険業務） ○ 金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、昭和57年度以降、緊急融資資金について、代位弁済があった際に、金融機関が代位弁済額の5～15%を基金協会に対し出資する「特別出資制度」を導入している。加えて、20年4月から経営安定資金に部分保証（保証割合80%）を導入した。 ○ 上記を踏まえ、27年3月に「漁業信用保険業務あり方検討会」を開催し、現状のモラルハザード防止対策の効果等の検討を行った。検討の結果、漁業部門の収支は黒字基調で推移しており、現行のモラルハザード対策が収支均衡に一定の効果をもたらしていると推察されること、27年1月には大口保証の事前協議の基準額の対象拡大を図ったことから、現在講じているモラルハザード対策を着実に実施することとした。	<自己評価> 評定：B 部分保証について適切に導入されており、また「漁業信用保険業務あり方検討会」において、モラルハザード防止対策について検討を行ったことから、Bとする。 <課題と対応> 部分保証を導入した経営安定資金において、近年の引受がなくなったこともあり、部分保証導入による漁業経営への円滑な資金供給に対する影響については、今後も引き続き検証を行っていく必要がある。

年度評価項目別評定調査（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-3	モラルハザード対策（林業信用保証業務について部分保証の拡充等収支均衡に向けた取組）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間目 標値	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保証引受件数 (条件変更を除く)	—	—	1,731件	1,562件	1,359件	1,380件	1,235件	
うち部分保証	—	—	319件	355件	277件	315件	321件	
部分保証割合	—	—	18.4%	19.1%	20.4%	22.8%	26.0%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
② 林業信用保証業務について、中期目標期間中に部分保証を拡充するなど、収支均衡に向けた取組を実施する。	(2) 林業信用保証業務について、中期目標期間中に部分保証を拡充するなど、収支均衡に向けた取組を実施する。	(2) 林業信用保証業務について、中期目標期間中に部分保証を拡充するなど、収支均衡に向けた取組を実施する。	<p><主な定量的指標> 部分保証件数実績 保証収支</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 収支均衡に向けた取組は実施されているか</p>	<p><主要な業務実績> (3) 林業信用保証業務について部分保証の拡充等収支均衡に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として部分保証（80%保証）の対象資金、新規・増額案件で部分保証が妥当と判断される案件、同額・減額更新案件で財務内容の悪化等により100%保証から部分保証へ移行させることが妥当と判断される案件等について、部分保証の拡充に取り組んだ。 ○ 26年度の保証引受1,235件（条件変更除く）のうち、321件について部分保証（80%保証）を実施した（25年度の保証引受1,380件のうち部分保証315件）。 ○ 新たな部分保証である木材安定供給保証（ウッド・サポート5000）を創設し、26年10月1日～28年3月31日の間、受付を行うこととした（27年3月末までの引受実績8件）。 	<p><自己評価> 評定：A 25年度に比べ、保証の引受けは全体で減少したが、情報分析職の配置、債務保証審査協議会における厳格な審査や木材安定供給保証の創設等により、保証引受件数全体に占める部分保証の割合は増加しており、Aとする。</p> <p><課題と対応> アンケート等を活用し、木材安定供給保証に対する認知度、意見を把握のうえ、当該保証の普及を図るとともに、引き続き部分保証の引受に努めていく。</p>

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3—4	求償権の管理・回収の強化等（回収金の実績及び回収実績向上のための取組（農業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 第2期累計	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 25年度・26年度（第3期）の累積値
回収金収入目標(百万円)	—	15,097	2,833	3,193				6,026
回収金収入実績(百万円)	—	15,494	2,848	2,963				5,811
達成率	—	102.6%	100.5%	92.8%				96.4%

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。	4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収の可能性、債権額の規模や委託に要する経費に照らし、指標の設定を含め回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。	4 求償権の管理・回収の強化等 (1) ア. 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、平成25年度に改正された新たな回収委託基準に沿って実施する。 イ. 平成26年度における回収金収入については、農業信用保険業務においては3,193百万円、林業信用保証業務においては346百万円、漁業信用保険業務においては506百万円をそれぞれ見込む。 (2) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収に努める。	<主な定量的指標> 回収金額 <その他の指標> なし <評価の視点> 基金協会との連携やサービサーの適切な活用により、回収金収入は目標を達成しているか	<主要な業務実績> 4 求償権の管理・回収の強化等 (1) 回収金の実績及び回収実績向上のための取組（農業信用保険業務） ○ 26年度の回収金収入目標31億93百万円に対し、26年度の収入実績は29億63百万円であり、達成率は92.8%（25年度実績100.5%）となった。 ○ 基金協会から、26年3月末時点の「大口求償債務者の現況及び今後の回収方針等の報告書」の提出を受け、大口求償債務者の現況等を把握し、基金協会との連携のもと回収促進に資した。 ○ 9～10月にかけて9協会で現地協議を実施し、保険金残高が10百万円以上の求償債務者の回収見込額及び回収経過と求償権回収促進のための取り組み状況等について基金協会からのヒアリングを行い、回収強化を働きかけた（25年度9協会）。 ○ 求償権管理回収助成 ・ 基金協会の求償権が554億円（25年度末）となり、その回収が喫緊の課題となっていることから、回収等の実績に応じ各基金協会に交付しているところである（26年度28百万円）。 ・ 近年、求償権回収のために法的措置等に要した債権管理費が増加傾向にある中、本助成金を基金協会における求償権の行使及び保全に係る費用として効果的に活用するとともに、基金協会の求償権管理回収におけるインセンティブを高める効果が期待される。	<自己評価> 評定：C 現地協議を実施するとともに、大口求償債務者の現況把握に努める等基金協会との連携強化を図ったものの、目標達成率は92.8%となったことから、Cとする。 <課題と対応> 26年度は回収金収入目標を達成できなかったことから、27年度は「大口求償債務者の現況及び今後の回収方針等の報告書」や現地協議の活用により、基金協会との連携を図るとともに、回収に係る優良事例等について研修会等で紹介し、回収向上に努める。

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-4	求償権の管理・回収の強化等（回収金の実績及び回収実績向上のための取組（林業信用保証業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 第2期累計	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 25年度・26年度（第3期）の累積値
回収金収入目標(百万円)	-	2,315	343	346				689
回収金収入実績(百万円)	-	1,917	512	275				787
達成率	-	82.8%	149.3%	79.5%				114.2%

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。	4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収の可能性、債権額の規模や委託に要する経費に照らし、指標の設定を含め回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。	4 求償権の管理・回収の強化等 (1) ア. 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、平成25年度に改正された新たな回収委託基準に沿って実施する。 イ. 平成26年度における回収金収入については、農業信用保証業務においては3,193百万円、林業信用保証業務においては346百万円、漁業信用保証業務においては506百万円をそれぞれ見込む。 (2) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収に努める。	<主な定量的指標> 回収金額 <その他の指標> なし <評価の視点> 基金協会との連携やサービサーの適切な活用により、回収金収入は目標を達成しているか	<主要な業務実績> (2) 回収金の実績及び回収実績向上のための取組（林業信用保証業務） ○ 26年度の求償権回収目標3億46百万円に対し、26年度の回収実績は2億75百万円であり、達成率は79.5%（25年度実績149.3%）となった。 ○ 債務者等への督促交渉による任意での回収促進に加え、法的手続による回収を促進するべく不動産の競売申立等を実施した。 ○ 債権回収会社（サービサー）へ回収を委託している事案については、処理状況の報告、回収方針の提案等、書面での提出を求めるとともに、必要に応じて担当者との面談による打合せを行い、サービサーとの連携を強化し回収の促進を図った。 平成25・26年度 担保からの回収金の推移 (金額単位：千円)	<自己評価> 評定：C 25年度に比べ不動産売却等による回収が減少し、当年度計画を達成出来なかったが、これは、当該年度に処分できる不動産の規模や内容が案件により異なることに加え、不動産売買価格が当該不動産の所在地の需給関係によって大きな違いがあることなどから25年度は大幅に回収が進み、26年度は売却可能な不動産が大幅に減少している（左記資料のとおり）。このように年度間の変動が大きく、売却可能な不動産が乏しいことから、25～26年度の平均達成率114.2%を考

区 分	25年度	26年度
年度当初 不動産担保評価額	504,847	170,522
担保からの求償権回収金	164,436	45,257

（注）単位未満は四捨五入した。

					<p>慮することとし、Cとする。</p> <p><課題と対応> 近年、保証人に過度に依存しない融資が推進されていることに伴い同様の条件での保証が増加していること、また、担保・保証人という負担を軽減した保証を経済対策等の一環として進めてきた結果、求償権回収は年々困難になってきている。このような中、27年度においては、求償債務者に対し回収可能性について精査を行い、催告の頻度を増やすとともに、非協力的な求償債務者、保証人に対する法的手続きを前倒しで行うほか、信用基金職員では回収が困難な求償権からの回収を促進するために、サービサーへ新たな委託を行うこと等により、目標の達成に努める。</p>
--	--	--	--	--	---

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-4	求償権の管理・回収の強化等（回収金の実績及び回収実績向上のための取組（漁業信用保険業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 第2期累計	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 25年度・26年度（第3期）の累積値
回収金収入目標(百万円)	-	5,131	446	506				952
回収金収入実績(百万円)	-	5,090	936	975				1,911
達成率	-	99.2%	209.7%	192.8%				200.7%

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。	4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収の可能性、債権額の規模や委託に要する経費に照らし、指標の設定を含め回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。	4 求償権の管理・回収の強化等 (1) ア. 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、平成25年度に改正された新たな回収委託基準に沿って実施する。 イ. 平成26年度における回収金収入については、農業信用保険業務においては3,193百万円、林業信用保証業務においては346百万円、漁業信用保険業務においては506百万円をそれぞれ見込む。 (2) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収に努める。	<主な定量的指標> 回収金額 <その他の指標> なし <評価の視点> 基金協会との連携やサービサーの適切な活用により、回収金収入は目標を達成しているか	<主要な業務実績> (3) 回収金の実績及び回収実績向上のための取組（漁業信用保険業務） ○ 26年度の回収金収入目標5億06百万円に対し、26年度の収入実績は9億75百万円であり、達成率は192.8%（25年度実績209.7%）となった。 ○ 求償権を有する38の基金協会から、26年3月末時点の「求償権分類管理表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報を共有し、26年度においても求償権回収方針や求償債務者の現況等について現地協議を13協会で行った（25年度13協会）。 ○ 求償権回収の一層の促進を図るため、上半期の求償権回収実績が一定割合（26年度は77%）に満たない基金協会を対象に求償権回収の進捗に係る協議を23協会で行った（25年度25協会）。また、基金協会の申出に基づく個別協議を8協会で行った（25年度6協会）。 ○ 回収奨励金 回収奨励金は前年度の回収金額に対して、一定率で各基金協会に交付している。26年度の交付額は25年度の回収金額が24年度より約2億円増額したことから、19百万円となり、前年度より5百万円増加した。	<自己評価> 評定：A 基金協会との連携を図ったことに加え、震災県における事業継続先からの回収があったことから、26年度の目標達成率は192.8%となっており、Aとする。 <課題と対応> 引き続き、基金協会との現地協議により回収強化を働きかけるとともに、27年度においても震災県における事業継続先からの回収が見込まれることから、基金協会と連携し、確実な回収を図る。

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-4	求償権の管理・回収の強化等（サービス等による回収策について費用対効果の検証及び回収委託基準の明確化等（林業信用保証業務））

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	26年度達成目標	(参考) 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報)
回収総額(A) (百万円)	—	269	544	413	339	512	275	
うちサービス回収額(B) (百万円)	—	42	20	35	44	41	60	
サービス委託経費(C) (百万円)	—	16	7	12	13	14	21	
サービスによる回収割合(B/A)	—	15.5%	3.7%	8.4%	13.1%	8.0%	21.8%	
経費率(C/B)	—	39.0%	34.5%	35.2%	29.8%	34.0%	35.4%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービス）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。	4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービス）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収の可能性、債権額の規模や委託に要する経費に照らし、指標の設定を含め回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。	4 求償権の管理・回収の強化等 (1) ア. 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービス）等の活用による回収策については、平成25年度に改正された新たな回収委託基準に沿って実施する。 イ. 平成26年度における回収金収入については、農業信用保険業務においては3,193百万円、林業信用保証業務においては346百万円、漁業信用保険業務においては506百万円をそれぞれ見込む。	<主な定量的指標> 回収金額 <その他の指標> なし <評価の視点> 基金協会との連携やサービスの適切な活用により、回収金収入は目標を達成しているか	<主要な業務実績> (4) サービス等による回収策について費用対効果の検証及び回収委託基準の明確化等（林業信用保証業務） ○ 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、債権回収業者（サービス）等の活用による回収策については、26年3月6日付けで改正された新たな回収委託基準に沿って実施した。	<自己評価> 評定：B サービスへの回収委託については、新たな回収委託基準に沿って実施した結果、回収額が増額しており、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、新たな回収委託基準で実施し、回収実績の向上と経費効率化を図る。

	(2) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収に努める。		
--	------------------------------	--	--

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-4	求償権の管理・回収の強化等（保険料・保証料・貸付金利息の確実な徴収）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	26年度達成目標	(参考) 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報)
(農業信用保険業務)								
保険料（百万円）	—	3,711	3,757	3,660	3,557	3,469	3,433	
貸付利息（百万円）	—	102	72	30	13	9	6	
(漁業信用保険業務)								
保険料（百万円）	—	688	964	1,010	1,072	1,042	985	
貸付利息（百万円）	—	48	30	13	6	4	4	
(林業信用保証業務)								
保証料（百万円）	—	864	602	486	411	362	344	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。	4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収の可能性、債権額の規模や委託に要する経費に照らし、指標の設定を含め回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。	4 求償権の管理・回収の強化等 (1) ア. 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、平成25年度に改正された新たな回収委託基準に沿って実施する。 イ. 平成26年度における回収金収入については、農業信用保険業務においては3,193百万円、林業信用保証業務においては346百万円、漁業信用保険業務においては506百万円をそれぞれ見込む。	<主な定量的指標> 保険料、保証料、貸付利息の徴収額 <その他の指標> なし <評価の視点> 保険料、保証料、貸付利息を確実に徴収しているか	<主要な業務実績> (5) 保険料・保証料・貸付金利息の確実な徴収 (農業信用保険業務・林業信用保証業務・漁業信用保険業務) ○ 農業信用保険業務の26年度分保険料について、保険料計算システムの不具合があり、4,862,298円の徴収漏れが発生した。なお、この他の保険料、保証料及び貸付金利息については、定められた納入期日に確実に徴収した。	<自己評価> 評定：C 保険料の徴収漏れがあったことから、Cとする。 <課題と対応> 農業信用保険業務の保険料計算システムについては、27年5月中にプログラム修正を行い、正常に保険料計算がされることを確認した。徴収漏れとなった保険料について27年7月末までに徴収する。 なお、25年度以前の保険料計算においても、システムの不具合による徴

	(2) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収に努める。		取漏れがあるか27年9月末までに確認作業を行い、徴収する予定である。
--	------------------------------	--	------------------------------------

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-5	代位弁済率・事故率の低減（農業信用保険業務における事故率）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間目 標値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業信用保険業務 事故率	0.12%以下	0.12%以下	-	0.00%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																														
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価																										
				業務実績	自己評価																									
5 代位弁済率・事故率の低減 2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においては、その代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあってはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあってはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。	5 代位弁済率・事故率の低減 2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においては、その代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあってはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあってはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。	5 代位弁済率・事故率の低減 代位弁済率及び事故率については、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件についての代位弁済率及び事故率を指標として、中期目標の達成に向けての進捗状況の把握に努める。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。	<p><主な定量的指標> 事故率・代位弁済率</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 引受審査の厳格化等モラルハザード防止に向けた取組により、代位弁済率や事故率が目標を達成しているか</p>	<p><主要な業務実績> 5 代位弁済率・事故率の低減 ※ 代位弁済率・事故率の評価に当たっては、代位弁済率・事故率が、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮するものとする。 (1) 農業信用保険業務における事故率 ○ 27年3月末における事故率は、0.00%であった（目標値：中期目標期間中に0.12%以下）。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円、%）</p>		<p><自己評価> 評価：B 27年3月末までの事故率は目標値を達成していることから、Bとする。</p> <p><課題と対応> 目標値は、第3期中期目標期間5年間の実績の累計であり、今後の事故・代位弁済の動向に注視しつつ、中期目標の達成に努める。</p>																								
				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">第3期中期目標</th> <th colspan="3">26年度末</th> </tr> <tr> <th colspan="2">代位弁済率・事故率</th> <th>今期引受額</th> <th>今期代弁・支払額 (今期引き受けた案件のみ)</th> <th>代位弁済率・事故率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">代 弁 済 率 ・ 事 故 率</td> <td>事故率</td> <td>農業</td> <td>0.12%以下</td> <td>718,920,654</td> <td>23,794</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>代位弁済率</td> <td>林業</td> <td>2.94%以下</td> <td>63,505,981</td> <td>239,652</td> <td>0.38%</td> </tr> <tr> <td>事故率</td> <td>漁業</td> <td>1.15%以下</td> <td>165,506,305</td> <td>82,338</td> <td>0.05%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		第3期中期目標		26年度末			代位弁済率・事故率		今期引受額	今期代弁・支払額 (今期引き受けた案件のみ)	代位弁済率・事故率	代 弁 済 率 ・ 事 故 率	事故率	農業	0.12%以下	718,920,654	23,794	0.00%	代位弁済率	林業	2.94%以下	63,505,981	239,652	0.38%	事故率
区 分	第3期中期目標		26年度末																											
	代位弁済率・事故率		今期引受額	今期代弁・支払額 (今期引き受けた案件のみ)	代位弁済率・事故率																									
代 弁 済 率 ・ 事 故 率	事故率	農業	0.12%以下	718,920,654	23,794	0.00%																								
	代位弁済率	林業	2.94%以下	63,505,981	239,652	0.38%																								
	事故率	漁業	1.15%以下	165,506,305	82,338	0.05%																								

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-5	代位弁済率・事故率の低減（林業信用保証業務における代位弁済率）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間目標値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
林業信用保証業務 代位弁済率	2.94%以下	2.94%以下	0.33%	0.38%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			
				業務実績	自己評価		
5 代位弁済率・事故率の低減 2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においてはその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあってはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあってはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。	5 代位弁済率・事故率の低減 2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においてははその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあってはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあってはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。	5 代位弁済率・事故率の低減 代位弁済率及び事故率については、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件についての代位弁済率及び事故率を指標として、中期目標の達成に向けての進捗状況の把握に努める。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。	<主な定量的指標> 事故率・代位弁済率 <その他の指標> なし <評価の視点> 引受審査の厳格化等モラルハザード防止に向けた取組により、代位弁済率や事故率が目標を達成しているか	<主要な業務実績> 5 代位弁済率・事故率の低減 ※ 代位弁済率・事故率の評価に当たっては、代位弁済率・事故率が、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮するものとする。 (2) 林業信用保証業務における代位弁済率 ○ 27年3月末における代位弁済率は、0.38%であった（目標値：中期目標期間中に2.94%以下）。	<自己評価> 評価：B 27年3月末までの代位弁済率は目標値を達成していることから、Bとする。 <課題と対応> 目標値は、第3期中期目標期間5年間の実績の累計であり、今後の事故・代位弁済の動向に注視しつつ、中期目標の達成に努める。		
(単位：千円、%)							
		区 分		第3期中期目標	26年度末		
				代位弁済率・事故率	今期引受額	今期代弁・支払額 (今期引き受けた案件のみ)	代位弁済率・事故率
代位弁済率・事故率	事故率	農業	0.12%以下	718,920,654	23,794		0.00%
	代位弁済率	林業	2.94%以下	63,505,981	239,652		0.38%
	事故率	漁業	1.15%以下	165,506,305	82,338		0.05%

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-5	代位弁済率・事故率の低減（漁業信用保険業務における事故率）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間目 標値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
漁業信用保険業務 事故率	1.15%以下	1.15%以下	0.01%	0.05%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																														
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価																										
				業務実績	自己評価																									
5 代位弁済率・事故率の低減 2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においてはその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあってはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあってはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。	5 代位弁済率・事故率の低減 2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においてははその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあってはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあってはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。	5 代位弁済率・事故率の低減 代位弁済率及び事故率については、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件についての代位弁済率及び事故率を指標として、中期目標の達成に向けての進捗状況の把握に努める。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。	<p><主な定量的指標> 事故率・代位弁済率</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 引受審査の厳格化等モラルハザード防止に向けた取組により、代位弁済率や事故率が目標を達成しているか</p>	<p><主要な業務実績> 5 代位弁済率・事故率の低減 ※ 代位弁済率・事故率の評価に当たっては、代位弁済率・事故率が、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮するものとする。 (3) 漁業信用保険業務における事故率 ○ 27年3月末における事故率は、0.05%であった（目標値：中期目標期間中に1.15%以下）。</p>																										
				(単位：千円、%)																										
				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">第3期中期目標</th> <th colspan="2">26年度末</th> </tr> <tr> <th>代位弁済率・事故率</th> <th>今期引受額</th> <th>今期代弁・支払額 (今期引き受けた案件のみ)</th> <th>代位弁済率・事故率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">代 位 弁 済 率 ・ 事 故 率</td> <td>事故率 農業</td> <td>0.12%以下</td> <td>718,920,654</td> <td>23,794</td> <td><u>0.00%</u></td> </tr> <tr> <td>代位弁済率 林業</td> <td>2.94%以下</td> <td>63,505,981</td> <td>239,652</td> <td><u>0.38%</u></td> </tr> <tr> <td>事故率 漁業</td> <td>1.15%以下</td> <td>165,506,305</td> <td>82,338</td> <td><u>0.05%</u></td> </tr> </tbody> </table>		区 分	第3期中期目標		26年度末		代位弁済率・事故率	今期引受額	今期代弁・支払額 (今期引き受けた案件のみ)	代位弁済率・事故率	代 位 弁 済 率 ・ 事 故 率	事故率 農業	0.12%以下	718,920,654	23,794	<u>0.00%</u>	代位弁済率 林業	2.94%以下	63,505,981	239,652	<u>0.38%</u>	事故率 漁業	1.15%以下	165,506,305	82,338	<u>0.05%</u>
区 分	第3期中期目標		26年度末																											
	代位弁済率・事故率	今期引受額	今期代弁・支払額 (今期引き受けた案件のみ)	代位弁済率・事故率																										
代 位 弁 済 率 ・ 事 故 率	事故率 農業	0.12%以下	718,920,654	23,794	<u>0.00%</u>																									
	代位弁済率 林業	2.94%以下	63,505,981	239,652	<u>0.38%</u>																									
	事故率 漁業	1.15%以下	165,506,305	82,338	<u>0.05%</u>																									
				<p><自己評価> 評価：B 27年3月末までの事故率は目標値を達成していることから、Bとする。</p> <p><課題と対応> 目標値は、第3期中期目標期間5年間の実績の累計であり、今後の事故・代位弁済の動向に注視しつつ、中期目標の達成に努める。</p>																										

年度評価項目別評定調査（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-6	基金協会及び共済団体等に対する貸付金の適正な審査及び回収

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間目 標値	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																																																							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価																																																																			
				業務実績	自己評価																																																																		
6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け 基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。	6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け 基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。	6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け 基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収に努める。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 適正な貸付審査と期日に適正な回収がされているか	<主要な業務実績> 6 基金協会及び共済団体等に対する貸付金の適正な審査及び回収 (農業信用保険業務・漁業信用保険業務) ○ 基金協会に対する貸付けについては、借入申込書等の審査を迅速・的確に処理するとともに、貸付金の回収については、期日どおり全額回収している。 (農業災害補償関係業務・漁業災害補償関係業務) ○ 共済団体等に対する貸付けについては、貸付けに係る借入申込書及び償還計画書等の審査を迅速・的確に処理するとともに、貸付金の回収については、共済団体等に対して予め償還期限、回収額及び利息を通知することにより、期日どおり全額回収している。	<自己評価> 評定：B 貸付金については、迅速かつ的確な審査処理とともに、計画どおり期日に回収しており、Bとする。 <課題と対応> 貸付審査を迅速かつ的確に行うとともに、期日に全額回収を図る。																																																																		
(単位：件、百万円)																																																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">26年度貸付額</th> <th colspan="2">26年度回収額</th> <th colspan="2">26年度末貸付残高</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業信用保険業務</td> <td>長期資金</td> <td>116</td> <td>24,522</td> <td>115</td> <td>24,480</td> <td>189</td> <td>36,753</td> </tr> <tr> <td>短期資金</td> <td>31</td> <td>186</td> <td>37</td> <td>278</td> <td>21</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">漁業信用保険業務</td> <td>長期資金</td> <td>160</td> <td>15,528</td> <td>309</td> <td>15,528</td> <td>396</td> <td>27,250</td> </tr> <tr> <td>短期資金</td> <td>7</td> <td>934</td> <td>9</td> <td>1,425</td> <td>1</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>特別資金</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>249</td> </tr> <tr> <td colspan="2">農業災害補償関係業務</td> <td>1</td> <td>700</td> <td>3</td> <td>930</td> <td>1</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td colspan="2">漁業災害補償関係業務</td> <td>3</td> <td>140</td> <td>6</td> <td>1,546</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>				区分	26年度貸付額		26年度回収額		26年度末貸付残高		件数	金額	件数	金額	件数	金額	農業信用保険業務	長期資金	116	24,522	115	24,480	189	36,753	短期資金	31	186	37	278	21	95	漁業信用保険業務	長期資金	160	15,528	309	15,528	396	27,250	短期資金	7	934	9	1,425	1	20	特別資金	0	0	0	0	3	249	農業災害補償関係業務		1	700	3	930	1	700	漁業災害補償関係業務		3	140	6	1,546	0	0
区分	26年度貸付額		26年度回収額		26年度末貸付残高																																																																		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																																	
農業信用保険業務	長期資金	116	24,522	115	24,480	189	36,753																																																																
	短期資金	31	186	37	278	21	95																																																																
漁業信用保険業務	長期資金	160	15,528	309	15,528	396	27,250																																																																
	短期資金	7	934	9	1,425	1	20																																																																
	特別資金	0	0	0	0	3	249																																																																
農業災害補償関係業務		1	700	3	930	1	700																																																																
漁業災害補償関係業務		3	140	6	1,546	0	0																																																																

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-7	宿舍の廃止に関する計画の策定及び同計画の履行

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間目 標値	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
利用戸数	27年度までに0		23戸	21戸	22戸	9戸	8戸	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	7 宿舍の廃止に関する計画 信用基金の保有する職員宿舎について、独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画（平成24年12月14日行政改革担当大臣決定）等を踏まえ、入居者の円滑な退去等に配慮しつつ職員宿舎の廃止に関する計画を策定の上、中期目標期間中に、廃止する。	7 宿舍の廃止に関する計画 信用基金の保有する職員宿舎について、職員宿舎廃止に係る実施計画（平成25年6月20日付け独信基601平成25年度第50号）に基づき、入居者に対し平成28年3月末までの退去を求め、信用基金の宿舎を廃止する。入居者の退去に当たっては円滑な退去等に配慮する。 また、職員退去後の廃止宿舎の取扱いについて、検討を行う。	<主な定量的指標> 利用戸数 <その他の指標> なし <評価の視点> 職員宿舎廃止に係る実施計画に基づき、宿舎の廃止に向けた取組は進められているか	<主要な業務実績> 7 宿舍の廃止に関する計画の策定及び同計画の履行 ○ 25年6月20日に職員宿舎廃止に係る実施計画を制定し、宿舎使用者に対し28年3月31日までに退去するよう要請した。 ○ この実施計画制定に伴い、職員宿舎等貸与規程改正等の整備を行った。これらにより、27年3月末時点で30戸中8戸の利用となっている。	<自己評価> 評定：B 廃止に係る実施計画や宿舎等貸与規程の整備等、宿舎の廃止に向けた取組が進められており、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、廃止に係る実施計画に沿って、宿舎の管理を行う。 また、入居者退去後の宿舎について、売却等処分を検討する。

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-8	農業融資資金業務に係る国庫納付

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間目 標値	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
7 農業融資資金業務 農業融資資金業務については、「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院から国会及び内閣宛て報告）を踏まえ、農業信用基金協会がその機能を十分に発揮できることを前提としてもなお不要と見込まれると指摘された額（123億8千3百万円）については、農業信用基金協会の業務運営への影響を考慮しつつ、国庫に納付する。	8 農業融資資金業務 農業融資資金業務については、「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院から国会及び内閣宛て報告）を踏まえ、農業信用基金協会がその機能を十分に発揮できることを前提としてもなお不要と見込まれると指摘された額（123億8千3百万円）については、農業信用基金協会の業務運営への影響を考慮しつつ、国庫に納付する。		<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> 8 農業融資資金業務に係る国庫納付 ○ 25年度措置済み。	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －

年度評価項目別評定調査（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4	長期借入金の条件

2. 主要な経年データ													
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間目 標値	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
			上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
借入時期	-	-	22.6.18	22.10.15	23.6.8	23.10.14	なし	24.10.15	25.6.18	なし	なし	なし	
借入金額（百万円）	-	-	206	393	1,579	2,468	-	1,483	761	-	-	-	
借入利率	-	-	0.629%	0.431%	0.340%	0.263%	-	0.137%	0.225%	-	-	-	
(参考)													
入札入札銀行数	-	-	-	-	18社	19社	-	19社	9社	-	-	-	
国債利率	-	-	0.274%	0.190%	0.332%	0.266%	-	0.135%	0.225%	-	-	-	
長ブラ利率	-	-	1.60%	1.45%	1.55%	1.40%	-	1.25%	1.30%	-	-	-	

※1 国債利率は5年物。残存4年程度。

2 借入利率は、平均借入率。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
第5 その他業務運営に関する重要事項 長期借入金の条件 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第17条第1項（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第7条の規定により読み替えて適用する場合）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	第4 その他業務運営に関する重要事項 長期借入金の条件 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第17条第1項（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第7条の規定により読み替えて適用する場合）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	第4 その他業務運営に関する重要事項 長期借入金の条件 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第17条第1項（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第7条の規定により読み替えて適用する場合）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	<主な定量的指標> 借入利率 <その他の指標> なし <評価の視点> 極力有利や条件で借入ができるよう体制が整備されているか	<主要な業務実績> 第4 その他業務運営に関する重要事項 ○ 長期借入金について極力有利な条件での借入れ ○ 26年度借入なし。	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> 27年度は借換えによる長期借入金が予定されることから、引き続き有利な条件での借入れに努める。

年度評価項目別評定調査（予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画）

1. 当事務及び事業に関する基本情報													
第5	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画												
2. 主要な経年データ													
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		(参考情報) 26年度における予算と決算の差額
			予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算			
農業信用保険業務													
収入合計			42,047	30,298	55,544	43,226	35,218	33,456	34,329	32,790	34,027	31,761	2,266
うち事業収入			40,407	28,790	54,087	36,144	33,651	31,930	33,165	31,715	33,363	31,231	2,133
┆ 保険事業収入			6,961	6,875	7,035	6,780	7,070	6,467	6,412	6,377	6,790	6,397	394
┆ 貸付事業収入			33,446	21,914	47,051	29,365	26,580	25,464	26,753	25,339	26,573	24,834	1,739
うち運用収入			772	622	682	573	592	555	610	536	519	521	▲3
支出合計			41,997	28,520	42,944	33,593	37,864	30,509	27,258	18,528	38,153	29,398	8,755
事業費			41,161	27,820	42,100	32,763	37,032	29,887	26,479	17,932	37,338	28,797	8,540
┆ 保険事業費			7,794	6,014	7,656	5,203	10,465	4,656	12,118	5,159	10,771	3,954	6,816
┆ 貸付事業費			33,367	21,806	34,445	27,560	26,567	25,232	14,362	12,773	26,567	24,843	1,724
一般管理費			835	700	844	830	832	621	779	596	815	600	215
┆ うち人件費			531	501	551	518	551	410	507	446	544	445	99
林業信用保証業務													
収入合計			15,423	12,419	18,339	24,657	16,395	11,289	14,626	15,334	11,094	8,646	2,447
うち事業収入			10,572	9,128	10,378	8,795	10,756	7,734	9,882	12,790	9,801	7,505	2,296
┆ うち保証事業収入			952	1,235	915	911	791	777	789	892	797	649	148
┆ うち貸付事業収入			9,620	6,650	9,463	5,764	9,964	5,559	9,093	6,310	9,004	5,607	3,397
うち運用収入			431	412	347	362	368	362	365	352	341	339	1
支出合計			14,162	12,264	17,892	15,299	16,803	13,181	15,678	11,189	12,593	7,670	4,923
事業費			13,601	11,730	17,344	14,804	16,264	12,719	15,173	10,744	12,061	7,150	4,911
┆ うち保証事業費			1,452	1,369	1,399	1,834	2,647	2,357	2,509	1,439	2,120	601	1,519
┆ うち貸付事業費			8,186	6,344	8,793	5,888	9,141	5,929	9,093	5,769	9,004	5,613	3,391
一般管理費			562	534	548	495	539	462	505	444	532	520	13
┆ うち人件費			399	411	392	373	389	338	359	335	389	368	20
漁業信用保険業務													
収入合計			29,167	22,610	29,544	26,050	28,115	29,295	25,457	23,587	24,819	21,135	3,685
うち事業収入			28,002	21,483	28,063	23,163	23,521	21,721	22,128	20,736	22,523	18,922	3,602
┆ 保険事業収入			1,762	1,857	1,600	2,117	2,607	1,793	1,708	2,006	1,611	1,965	▲353
┆ 貸付事業収入			26,240	19,626	26,463	21,046	20,914	19,928	20,420	18,730	20,912	16,957	3,955
うち運用収入			698	620	537	536	627	539	564	575	555	540	15
支出合計			29,494	22,319	22,729	28,907	24,103	21,395	23,943	20,951	24,068	18,911	5,157
事業費			29,054	21,979	22,297	28,572	23,678	21,106	23,547	20,649	23,649	18,563	5,086
┆ 保険事業費			2,050	2,464	1,886	7,149	2,770	1,903	2,840	1,680	2,741	2,101	640
┆ 貸付事業費			27,005	19,516	20,411	21,422	20,908	19,203	20,707	18,969	20,908	16,462	4,446
一般管理費			439	339	432	336	425	289	396	302	419	348	71
┆ うち人件費			308	273	305	266	303	225	278	233	301	271	30

農業災害補償関係業務													
収入合計			104,976	14,055	104,021	7,730	103,002	2,429	108,613	2,227	108,614	976	107,638
うち事業収入			53,707	10,372	53,789	5,606	52,770	2,138	55,156	1,983	55,155	937	54,218
うち貸付事業収入			53,706	10,372	53,788	5,606	52,769	2,138	55,155	1,983	55,154	937	54,217
うち借入金			51,168	3,500	50,168	2,070	50,168	240	53,406	200	53,406	0	53,406
うち運用収入			101	183	65	54	64	51	51	44	53	39	14
支出合計			105,126	12,832	104,012	7,449	104,011	2,573	109,173	2,036	109,173	734	108,438
事業費			104,961	12,715	103,938	7,359	103,938	2,524	109,111	1,980	109,107	700	108,407
うち貸付事業費			53,764	9,214	53,764	5,288	53,764	2,284	55,694	1,780	55,694	700	54,994
うち借入金償還			51,168	3,500	50,168	2,070	50,168	240	53,406	200	53,406	0	53,406
一般管理費			165	118	74	90	73	49	62	56	66	34	31
うち人件費			129	85	47	72	47	36	45	46	49	25	24
漁業災害補償関係業務													
収入合計			32,749	4,592	32,751	23,089	32,699	6,592	32,693	5,979	32,693	1,555	31,138
うち事業収入			17,107	4,589	17,109	15,848	17,057	6,591	17,053	5,977	17,053	1,549	15,504
うち貸付事業収入			17,106	4,589	17,108	15,848	17,056	6,591	17,052	5,977	17,052	1,549	15,503
うち借入金			15,641	0	15,641	7,240	15,641	0	15,639	0	15,639	0	15,639
うち運用収入			1	3	1	1	1	1	1	2	1	6	▲5
支出合計			32,734	5,137	32,729	24,487	32,728	4,704	32,697	3,583	32,700	161	32,539
事業費			32,669	5,087	32,669	24,435	32,669	4,663	32,649	3,550	32,649	140	32,509
うち貸付事業費			16,996	5,087	16,996	17,194	16,996	4,663	16,922	3,550	16,992	140	16,852
うち借入金償還			15,641	0	15,641	7,240	15,641	0	15,639	0	15,639	0	15,639
一般管理費			64	50	59	51	59	41	48	34	51	21	30
うち人件費			50	42	45	42	45	32	35	27	38	15	23

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	第5 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 【別紙】	第5 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 【別紙】	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 26年度計画で定めた予算、収支計画及び資金計画に対し、業務運営状況はどうであったか	<主要な業務実績> 第5 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 ○ 予算に対する決算の状況は以下のとおり。 （農業信用保険勘定） 保険価額残高の減少に伴い、保険料収入が減少したこと、畜産関係の対策等の実施に伴い、保険金の支払いが減少したことから、保険事業収入及び保険事業費の決算額は予算額を下回った。 また、農業信用基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な短期資金の貸付けについて、過去の実績等を勘案し予算額を設定しているところ、当該基金協会の代位弁済が減少したため、貸付需要が少なかったことから、貸付事業収入及び貸付事業費の決算額は予算額を下回った。 （林業信用保証勘定） 保証債務残高の減少に伴い保証料収入が減少したこと、代位弁済費の支払いが減少したことから、保証事業収入及び保証事業費の決算額は予算額を下回った。	<自己評価> 評定：B 各勘定で当期総利益を計上したことを踏まえ、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、予算の効率的かつ適正な執行を図るため、各勘定ごとに、業務計画や過去の支出実績等を勘案し

また、融資機関の林業・木材産業の事業者への貸付けが増加せず、当該貸付けの原資となる信用基金からの資金供給が少なかったことから、貸付事業収入及び貸付事業費の決算額は予算額を下回った。

(漁業信用保険勘定)

震災関係の求償債務者の大半が事業継続者であり、回収金収入が増加したことから保険事業収入の決算額は予算額を上回った。保険価額残高の減少に伴い、保険金の支払いが減少したことから保険事業費の決算額は予算額を下回った。

また、漁業信用基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な短期資金の貸付けについて、過去の実績等を勘案し予算額を設定しているところ、当該基金協会の代位弁済が減少したため、貸付需要が少なかったことから、貸付事業収入及び貸付事業費の決算額は予算額を下回った。

(農業災害補償関係勘定)

予算では冷害等の大規模災害を想定し、貸付計画・借入計画を設定している。しかしながら、26年度においては大規模災害が発生しなかったことから、貸付事業収入、借入金、貸付事業費及び借入金償還に、予算と決算に大きな乖離が生じた。

(漁業災害補償関係勘定)

予算では台風等の大規模災害を想定し、貸付計画・借入計画を設定している。しかしながら、26年度においては大規模災害が発生しなかったことから、貸付事業収入、借入金、貸付事業費及び借入金償還に、予算と決算に大きな乖離が生じた。

○ 収支計画に対する決算の状況は以下のとおり。

(農業信用保険勘定)

畜産関係の対策等の実施に伴い、保険金の支払額が減少したこと等により、36億83百万円の当期総利益を計上した。

(林業信用保証勘定)

保証債務残高の減少に伴い保証債務損失引当金の戻入れが生じたこと等により、16億61百万円の当期総利益を計上した。

(漁業信用保険勘定)

震災関係の求償債務者の大半が事業継続者であり、事業収入を原資とする回収金が増加したこと等により、7億93百万円の当期総利益を計上した。

(農業災害補償関係勘定)

人員の削減に伴い一般管理費が減少したこと等により、15百万円の当期総利益を計上した。

(漁業災害補償関係勘定)

人員の削減に伴い退職給付引当金の戻入れが生じたこと等により、12百万円の当期総利益を計上した。

この結果、全勘定において、下表のとおり当期総利益及び利益剰余金を計上した。

た「予算執行見込」を策定し、適正な期中管理を着実に実施する。

(単位：百万円)

区 分	農業信用 保険勘定	林業信用 保証勘定	漁業信用 保険勘定	農業災害補 償関係勘定	漁業災害補 償関係勘定	合 計
当期損益	3,683	1,661	793	15	12	6,165
利益剰余金	13,703	3,072	4,864	127	164	21,931

年度評価項目別評定調書（短期借入金の限度額）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第6	短期借入金の限度額

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間目 標値	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	第6 短期借入金の限度額 中期目標期間中の短期借入金は、農業災害補償関係勘定において1,220億円、漁業災害補償関係勘定において110億円を限度とする。 (想定される理由) 農業災害補償関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資を調達するため。	第6 短期借入金の限度額 平成26年度の短期借入金は、農業災害補償関係勘定において1,220億円、漁業災害補償関係勘定において110億円を限度とする。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 限度額の範囲内で行われたか	<主要な業務実績> 第6 短期借入金の限度額 ○ 中期計画に定めた限度額の範囲内で借入れ (農業災害補償関係業務) ○ 実績なし。 (注) 中期計画に定める限度額 1,220億円 (漁業災害補償関係業務) ○ 実績なし。 (注) 中期計画に定める限度額 110億円	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> 短期借入金が必要となった場合には、定められた限度内で借入を行う。

年度評価項目別評定調書（不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第7	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間目 標値	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	第7 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 農業融資資金業務については、「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院から国会及び内閣宛て報告）を踏まえ、農業信用基金協会がその機能を十分に発揮できることを前提としてもなお不要と見込まれると指摘された額（123億8千3百万円）について、農業信用基金協会の業務運営への影響を考慮しつつ、平成25年12月までに金銭により国庫に納付する。		<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> 第7 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 ○ 農業融資資金業務に係る政府出資金の不要額（123億83百万円）の平成25年12月までの国庫納付 ○ 25年度措置済み。	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －

年度評価項目別評定調書（重要な財産の譲渡等に関する計画）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第8	重要な財産の譲渡等に関する計画

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間目 標値	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	第8 重要な財産の譲渡等に関する計画 予定なし		<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> 第8 重要な財産の譲渡等に関する計画 予定なし	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －

年度評価項目別評定調書（剰余金の使途）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第9	剰余金の使途

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間目 標値	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	第9 剰余金の使途 農林漁業金融のセーフ ティ・ネット機関として の役割の向上のため、人 材の育成・研修、情報シ ステムの充実等の使途に 使用。		<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 目的積立金は、中期計画に 定めた使途で使用されてい るか</p>	<p><主要な業務実績> 第9 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期計画に定めた使途への剰余金の使用状況 目的積立金を積み立てていないことから、26年度実績なし。 ○ 中期計画に定めた使途に充てた結果、当該年度に得られた成果 目的積立金を積み立てていないことから、26年度実績なし。 なお、中期計画に定めた使途に係る経費は、一般管理費を充てて対応した。 また、得られた成果は、「人材の育成・研修」については第1の3の(2)「研 修の効果的实施」を、「情報システムの充実」については第1の9「業務運営の 効率化等を踏まえた情報システムの整備」を参照。 	<p><自己評価> 評定：－</p> <p><課題と対応> 目的積立金を積み 立てた場合には、 中期計画に定めた 使途に使用する。</p>

年度評価項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第10-1	施設及び設備に関する計画

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間目 標値	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	第10 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 予定なし		<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> 第10 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 予定なし	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －

年度評価項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第10-2	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度 (第3期)	26年度 (第3期)	27年度 (第3期)	28年度 (第3期)	29年度 (第3期)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
定員		113	113	113	113	113	113	
実員（各年度期初（4月1日）時点。再雇用を含む。）	期初（H25.4.1）の常勤職員数（定員数113）を上回らない。	109	108	106	110			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	<p>2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>(1) 方針 農林漁業金融をめぐる情勢の変化に即応して、信用基金の業務の円滑な実施を担うことができる人材を確保するため、職員に対する各種研修を効果的に実施していくとともに、高度な専門知識を有する職員を採用する。また、業務の質や量に対応した適切な人員配置を実現する。</p> <p>(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数は、期初を上回らないものとする。 (参考1) 期初の常勤職員数113名 (参考2) 中期目標期間中の人件</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画 (1) 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する人材の確保に努める。</p>	<p><主な定量的指標> 定員及び実員の推移</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 期初の常勤職員数を踏まえた体制となっているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>2 人員に関する指標 (1) 人員に係る指標 ○ 中期計画期末の常勤職員の見込み（113名）を踏まえ、人員配置にあたり、業務体制、退職者数及びそれを補う新規採用者数等を勘案した。（26年度の新規採用者は5名。）</p>	<p><自己評価> 評定：B 期末の常勤職員見込みを踏まえた人員確保を行っており、Bとする。</p> <p><課題と対応> 引き続き、期末の常勤職員見込みを踏まえた人員確保を行う。</p>

	費総額見込み 5,300百 万円 ただし、上記の額は、 役員報酬並びに職員基本 給、職員諸手当及び超過 勤務手当に相当する範囲 の費用である。				
--	---	--	--	--	--

年度評価項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第10-2	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度 (第3期)	26年度 (第3期)	27年度 (第3期)	28年度 (第3期)	29年度 (第3期)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	<p>2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>(3) 人材の確保及び養成に関する計画</p> <p>① 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。</p> <p>② 人材の養成 個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る。</p>	<p>(2) 人材の養成 個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る。</p> <p>また、基本方針を踏まえ、職員研修規程に、審査・回収等の金融業務機能の強化を図るための実施方針を定める。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 高度な専門性を有する人材を確しているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(2) 人材の確保</p> <p>○ 金融機関において資産査定等に精通し融資業務等の経験も有する外部登用者や再雇用職員の専門知識・経験を生かした配置等を行った。外部登用者や再雇用職員は、豊富なキャリアを生かし指導的役割を果たしている。</p>	<p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>専門知識を有する人材を確保することにより、業務の円滑な実施を確保しており、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、専門知識を有する人材確保に努め、業務の質や量に対応した適切な人員配置を行う。</p>

年度評価項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第10-2	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 24年度	25年度 (第3期)	26年度 (第3期)	27年度 (第3期)	28年度 (第3期)	29年度 (第3期)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	<p>2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>(3) 人材の確保及び養成に関する計画</p> <p>① 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。</p> <p>② 人材の養成 個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る。</p>	<p>(2) 人材の養成 個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る。</p> <p>また、基本方針を踏まえ、職員研修規程に、審査・回収等の金融業務機能の強化を図るための実施方針を定める。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 人事管理や研修により、人材育成が図られているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(3) 専門性を有する人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同一ポストに長期に在籍する職員に考慮しつつ、日常の業務及び研修による能力向上、適性の見極めを行い、適材適所の配置を行う人事管理を実施した。 ○ 研修により職員の能力向上を図った上で、勤務実績等を踏まえ、適材適所の人事配置に努めた。 ○ 職員研修規程を改正して、審査・回収等の金融業務機能の強化を図るための研修を実施することについて明確化した。 	<p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>研修等により職員の能力向上を図り、適性を見極めを通じて、適切な人事配置を行うことにより、業務の円滑な実施を確保しており、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、職員に対する各種研修実施等により高度な専門知識を有する人材育成に努め、適性を見極めを通じて、業務の質や量に対応した適切な人員配置を行う。</p>

年度評価項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第10-3	積立金の処分に関する事項

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間目 標値	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	3 積立金の処分に関する事項 各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、漁業信用保険業務、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に充てることとする。	2 積立金の処分に関する事項 各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、漁業信用保険業務、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に充てることとする。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、各業務に充てられているか	<主要な業務実績> 3 積立金の処分に関する事項 ○ 農業信用保険勘定、漁業信用保険勘定、農業災害補償関係勘定及び漁業災害補償関係勘定に計上の前中期目標期間繰越積立金については、これらの勘定が当期純利益を計上したことから、同積立金の処分を行っていない。	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> 各勘定に計上の前中期目標期間繰越積立金については、当期純損失を計上した場合に、それぞれの業務に充てる。

【別紙】

1. 平成26事業年度予算及び決算

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
受入事業交付金	2,325	2,131	120	4	464	464	1,741	1,663	-	-	-	-
政府補給金受入	18	17	-	-	18	17	-	-	-	-	-	-
政府出資金	320	320	-	-	320	320	-	-	-	-	-	-
地方公共団体出資金	10	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-
民間出資金	15	-	-	-	15	-	0	-	-	-	-	-
事業収入	137,895	60,142	33,363	31,231	9,801	7,505	22,523	18,922	55,155	937	17,053	1,549
運用収入	1,469	1,446	519	521	341	339	555	540	53	39	1	6
借入金	69,170	-	-	-	125	-	-	-	53,406	-	15,639	-
その他の収入	26	16	25	5	0	1	0	10	-	-	0	-
合 計	211,248	64,073	34,027	31,761	11,094	8,646	24,819	21,135	108,614	976	32,693	1,555

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
運 営 経 費	事業費	214,803	55,350	37,338	28,797	12,061	7,150	23,649	18,563	109,107	700	32,649	140
	一般管理費	1,883	1,524	815	600	532	520	419	348	66	34	51	21
	直接業務費	299	151	178	81	70	45	43	23	5	2	3	0
	管理業務費	264	248	94	75	74	106	74	55	12	8	10	6
	人件費	1,320	1,124	544	445	389	368	301	271	49	25	38	15
合 計	216,686	56,874	38,153	29,398	12,593	7,670	24,068	18,911	109,173	734	32,700	161	

2. 平成26事業年度収支計画及び実績

(1) 収益

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
経常収益	政府事業交付金収入	5,075	1,461	3,478	564	464	187	1,133	709	-	-	-	-
	政府補給金収入	18	17	-	-	18	17	-	-	-	-	-	-
	事業収入	8,948	8,710	6,796	6,341	451	450	1,615	1,912	26	6	60	1
	財務収益	1,457	1,421	518	521	340	336	546	519	52	39	1	6
	引当金等戻入	-	2,804	-	923	-	1,512	-	341	-	4	-	25
	雑益	7	7	6	6	0	1	0	-	-	-	0	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	869	-	856	-	-	-	-	-	-	-	-	13	-
当期総損失	1,273	-	-	-	1,392	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	17,646	14,420	11,654	8,355	2,665	2,503	3,294	3,482	78	48	74	32	

(2) 費用

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
経常費用	事業費	13,532	6,397	10,771	3,954	20	150	2,741	2,293	0	-	0	-
	一般管理費	1,935	1,479	836	594	542	497	434	336	66	32	57	19
	直接業務費	299	141	178	81	70	39	43	19	5	2	3	0
	管理業務費	247	234	80	66	73	102	73	52	11	8	10	6
	人件費	1,389	1,104	578	447	399	356	318	265	50	22	44	14
	減価償却費	56	56	48	46	3	4	4	5	1	1	0	0
	財務費用	41	17	-	-	18	17	-	-	6	-	17	-
	引当金等繰入	2,082	306	-	78	2,082	174	-	54	-	-	-	-
臨時損失	-	0	-	0	-	-	-	0	-	-	-	0	
固定資産除却損	-	0	-	0	-	-	-	0	-	-	-	0	
当期総利益	-	6,165	-	3,683	-	1,661	115	793	4	15	-	12	
合 計	17,646	14,420	11,654	8,355	2,665	2,503	3,294	3,482	78	48	74	32	

(注) 収支計画は、予算ベースで作成した。

3. 平成26事業年度資金計画及び実績

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による収入	141,680	63,777	34,013	31,771	10,615	8,353	24,814	21,122	55,183	976	17,054	1,555
投資活動による収入	45	4	4	-	14	4	3	-	25	-	-	-
財務活動による収入	69,534	330	19	-	470	320	0	10	53,406	-	15,639	-
前年度からの繰越金	145,746	158,901	47,466	55,715	44,078	47,636	48,663	48,028	2,079	2,878	3,460	4,644
合 計	357,005	223,013	81,502	87,486	55,177	56,313	73,480	69,160	110,693	3,854	36,153	6,199

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による支出	147,035	56,310	38,146	29,426	11,995	7,082	24,067	18,906	55,766	735	17,061	161
投資活動による支出	16	27	14	9	1	12	1	5	1	-	0	-
財務活動による支出	69,644	599	-	-	599	599	-	-	53,406	-	15,639	-
翌年度への繰越金	140,310	166,077	43,342	58,051	42,583	48,619	49,411	50,249	1,520	3,120	3,453	6,038
合 計	357,005	223,013	81,502	87,486	55,177	56,313	73,480	69,160	110,693	3,854	36,153	6,199

(注) 資金計画は、予算ベースで作成した。

平成26事業年度業務収支

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
政府事業交付金収入	5,022	1,408	3,478	564	411	134	1,133	709	-	-	-	-
事業収入	9,260	8,986	6,790	6,397	783	619	1,609	1,961	18	7	60	3
保険料収入	4,700	4,419	3,597	3,433	-	-	1,103	985	-	-	-	-
回収金収入	3,699	3,939	3,193	2,963	-	-	506	975	-	-	-	-
保証料収入	437	344	-	-	437	344	-	-	-	-	-	-
求償権回収収入	346	275	-	-	346	275	-	-	-	-	-	-
貸付金利息収入	78	10	-	-	-	-	-	-	18	7	60	3
収益合計	14,282	10,394	10,268	6,961	1,194	753	2,742	2,670	18	7	60	3
事業費	15,526	6,560	10,743	3,926	2,100	581	2,683	2,053	-	-	-	-
保険金	13,426	5,737	10,743	3,926	-	-	2,683	1,810	-	-	-	-
代位弁済費	2,100	581	-	-	2,100	581	-	-	-	-	-	-
国庫納付金	-	243	-	-	-	-	-	243	-	-	-	-
財務費用												
支払利息	23	-	-	-	-	-	-	-	6	-	17	-
費用合計	15,549	6,560	10,743	3,926	2,100	581	2,683	2,053	6	-	17	-
収 支 差	△1,267	3,834	△474	3,035	△906	173	58	617	12	7	43	3

(注) 漁業信用保険勘定における国庫納付金は、回収金に係る政府事業交付金の返還である。